

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求事件(甲事件)、
平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求事件(乙事件)、平成●●年(〇
〇)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求事件(丙事件)

国側当事者・国(西税務署長、住吉税務署長)

平成24年4月26日棄却・確定

判 決

甲事件原告	A株式会社 (以下「原告A」という。)
同代表者代表取締役	甲
乙事件原告	B株式会社 (以下「原告B」という。)
同代表者代表取締役	乙
丙事件原告	C株式会社 (以下「原告C」という。)
同代表者代表取締役	甲
上記三名訴訟代理人弁護士	柴田 信夫
被告	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
甲事件処分行政庁	西税務署長 梶原 元明
乙・丙事件処分行政庁	住吉税務署長 中田 琢也
被告指定代理人	小河 好美
同	松本 淳
同	松帆 芳和
同	瀬戸 邦雄
同	原田 久
同	一橋 直美

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

- (1) 西税務署長が平成17年9月12日付けで原告Aに対してした同原告の平成11年6月1

日から平成12年5月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

(2) 西税務署長が平成18年2月27日付けで原告Aに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Aの平成11年6月1日から平成12年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額700万2989円、納付すべき税額148万2300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

イ 原告Aの平成12年6月1日から平成13年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額4893万4554円、納付すべき税額1456万7800円を超える部分（ただし、平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの）及び重加算税賦課決定処分

ウ 原告Aの平成13年6月1日から平成14年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額778万8252円、納付すべき税額168万7500円を超える部分（ただし、平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの）及び重加算税賦課決定処分

エ 原告Aの平成14年6月1日から平成15年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1484万3855円、納付すべき税額380万8500円を超える部分（ただし、平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの）及び重加算税賦課決定処分

オ 原告Aの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額491万9144円、納付すべき税額107万3200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

(3) 西税務署長が平成18年2月27日付けで原告Aに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Aの平成11年6月1日から平成12年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額696万3000円を超える部分及び納付すべき地方消費税額174万3400円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

イ 原告Aの平成12年6月1日から平成13年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額805万0400円を超える部分及び納付すべき地方消費税額201万2600円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

ウ 原告Aの平成13年6月1日から平成14年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額667万2100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額166万8000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

エ 原告Aの平成14年6月1日から平成15年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額117万2100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額29万3000円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分（ただし、平成20年10月17日付け裁決により一部取り消された後のもの）

オ 原告Aの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額1061万1700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額265万2900円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

2 乙事件

(1) 住吉税務署長が平成17年9月5日付けで原告Bに対してした同原告の平成11年9月1日から平成12年8月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

(2) 住吉税務署長が平成18年2月28日付けで原告Bに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Bの平成11年9月1日から平成12年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額103万3967円、納付すべき税額21万9000円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

イ 原告Bの平成12年9月1日から平成13年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額459万0399円、納付すべき税額100万1600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

ウ 原告Bの平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額474万7162円、納付すべき税額104万1000円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

エ 原告Bの平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額768万1982円、納付すべき税額168万8300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

オ 原告Bの平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1666万4435円、納付すべき税額435万7800円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成19年10月4日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

(3) 住吉税務署長が平成18年2月28日付けで原告Bに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Bの平成11年9月1日から平成12年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額260万1400円を超える部分及び納付すべき地方消費税額65万0300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

イ 原告Bの平成12年9月1日から平成13年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額392万9800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額98万2400円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

ウ 原告Bの平成13年9月1日から平成14年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額329万5700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額82万3900円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

エ 原告Bの平成14年9月1日から平成15年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額480万3400円を超える部分及び納付すべき地方消費税額120万0800円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分（ただし、平成19年10月4日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

オ 原告Bの平成15年9月1日から平成16年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額663万7200円を超える部分及び納付すべき地方消費税額165万9300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分（ただし、平成19年10月4日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

3 丙事件

(1) 住吉税務署長が平成17年9月5日付けで原告Cに対してした同原告の平成12年10月1日から平成13年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

(2) 住吉税務署長が平成18年2月28日付けで原告Cに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Cの平成12年10月1日から平成13年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額0円、納付すべき税額マイナス1512円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

イ 原告Cの平成13年10月1日から平成14年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス120万4338円、納付すべき税額マイナス195円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

ウ 原告Cの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス24万3888円、納付すべき税額マイナス112円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

エ 原告Cの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額594万8685円、納付すべき税額130万8500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(3) 住吉税務署長が平成18年2月28日付けで原告Cに対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

ア 原告Cの平成12年10月1日から平成13年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額109万5100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額27万3700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

イ 原告Cの平成13年10月1日から平成14年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額92万2500円を超える部分及び納付すべき地方消費税額23万0600円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

ウ 原告Cの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額67万9000円を超える部分及び納付すべき地方消費税額16万9700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

エ 原告Cの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額93万1800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額23万2900円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

第2 事案の概要

甲事件は、青色申告承認を受けていた原告Aが、①「D」（以下「D」という。）に管理料として支払っていた金員及び②原告Aの取締役であった丙（以下「丙」という。）に対する役員退職慰労金（以下「本件退職金」という。）につきそれぞれ損金に算入して平成11年6月1日から平成1

2年5月31日までの事業年度（以下「平成12年5月期」といい、以後の事業年度も同様の方法で表す。）ないし平成16年5月期の各事業年度（以下「本件A各事業年度」という。）の法人税の確定申告をし、①が課税仕入れに該当するとして本件A各事業年度に対応する課税期間（以下「本件A各課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、①は寄附金に該当するにもかかわらずこれを管理料に仮装していた、②は架空に計上されたなどとして、西税務署長から青色申告承認の取消処分（以下「本件A青色申告承認取消処分」という。）、原告Aの本件A各事業年度に係る法人税並びに本件A各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各更正処分（これらを併せて、以下「本件A更正処分」という。）、各重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分（これらを併せて、以下「本件A賦課決定処分」という。）を受けたため、これらの処分（ただし、一部の処分については異議決定又は裁決で一部取り消された後のもの）の各取消しを求めた事案である。

乙事件は、青色申告承認を受けていた原告Bが、Dに管理料として支払っていた金員を損金に算入して平成11年9月1日から平成12年8月31日までの事業年度（以下「平成12年8月期」といい、以後の事業年度も同様の方法で表す。）ないし平成16年8月期の各事業年度（以下「本件B各事業年度」という。）の法人税の確定申告をし、上記管理料の支払が課税仕入れに該当するとして本件B各事業年度に対応する課税期間（以下「本件B各課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、上記金員は寄附金に該当するにもかかわらずこれを管理料に仮装していたなどとして、住吉税務署長から青色申告承認の取消処分（以下「本件B青色申告承認取消処分」という。）、原告Bの本件B各事業年度に係る法人税並びに本件B各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各更正処分（これらを併せて、以下「本件B更正処分」という。）、各重加算税賦課決定処分（これらを併せて、以下「本件B賦課決定処分」という。）を受けたため、これらの処分（ただし、一部の処分については異議決定で一部取り消された後のもの）の各取消しを求めた事案である。

丙事件は、青色申告承認を受けていた原告Cが、Dに管理料として支払っていた金員を損金に算入して平成12年10月1日から平成13年9月30日までの事業年度（以下「平成13年9月期」といい、以後の事業年度も同様の方法で表す。）ないし平成16年9月期の各事業年度（以下「本件C各事業年度」という。）の法人税の確定申告をし、上記管理料の支払が課税仕入れに該当するとして本件C各事業年度に対応する課税期間（以下「本件C各課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、上記金員は寄附金に該当するにもかかわらずこれを管理料に仮装していたなどとして、住吉税務署長から青色申告承認の取消処分（以下「本件C青色申告承認取消処分」という。）、原告Cの本件C各事業年度に係る法人税並びに本件C各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各更正処分（これらを併せて、以下「本件C更正処分」という。）、各重加算税賦課決定処分（これらを併せて、以下「本件C賦課決定処分」という。）を受けたため、これらの処分の各取消しを求めた事案である。

1 法令の定め等

- (1) 法人税法（ただし、原告Aの平成12年5月期ないし平成14年5月期、原告Bの平成12年8月期ないし平成14年8月期、原告Cの平成13年9月期及び平成14年9月期につき、平成14年法律第79号による改正前のもの、原告Aの平成15年5月期及び平成16年5月期、原告Bの平成15年8月期及び平成16年8月期、原告Cの平成15年9月期及び平成16年9月期につき平成18年法律第10号による改正前のものをいう。以下同じ。）の定め

- ア 法人税法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨を、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額及び当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものとする旨を、それぞれ定めている。
- イ 法人税法37条3項（平成14年法律第79号による改正前においては、同条2項。以下同じ。）は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額については、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を、同条7項（平成14年法律第79号による改正前においては、同条6項。以下同じ。）は、法人税法における寄附金の額については、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。以下同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与のときにおける価額によるものとする旨を、同条8項（平成14年法律第79号による改正前においては、同条7項。以下同じ。）は、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与のときにおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする旨をそれぞれ定めている。
- ウ 法人税法127条1項3号は、青色申告の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる旨定めている。
- (2) 法人税法施行令（原告Aの平成12年5月期ないし平成14年5月期、原告Bの平成12年8月期ないし平成14年8月期、原告Cの平成13年9月期及び平成14年9月期につき、平成14年政令第271号による改正前のもの、原告Aの平成15年5月期及び平成16年5月期、原告Bの平成15年8月期及び平成16年8月期、原告Cの平成15年9月期及び平成16年9月期につき平成22年政令第51号による改正前のものをいう。以下同じ。）の定め法人税法施行令78条1項（平成14年政令第271号による改正前においては、78条。以下同じ。）は、法人税法37条7項に規定する寄附金の支出は、各事業年度の所得の金額の計算については、その支払がされるまでの間はなかったものとする旨定めている。
- (3) 消費税法の定め
- 消費税法2条1項12号は、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、同法7条1項及び8条1項等の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）

を課税仕入れと定めているところ、同法30条1項1号は、事業者（消費税の納税義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日が属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する旨定めている。

(4) 国税通則法の定め

国税通則法68条1項は、納税者が国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したときは、重加算税を課する旨定めている。

(5) 事務運営指針の定め（乙1）

ア 国税庁長官の発出した平成12年7月3日付け課法2-8ほか「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という。）第1の1(2)は、以下の(ア)や(イ)の事実（以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という。）がある場合には、国税通則法68条1項に規定する隠ぺい又は仮装の事実が認められる旨定めている。

(ア) 帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に関係のある書類（以下「帳簿書類」という。）を、破棄又は隠匿していること（第1の1(2)①）

(イ) 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下同じ。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること（第1の1(2)②）

イ 事務運営指針第1の3(4)は、確定した決算の基礎となった帳簿に、交際費等又は寄附金のように損金算入について制限のある費用を単に他の費用科目に計上している場合であつて、当該行為が相手方との通謀又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない旨定めている。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨等により容易に認められる事実。なお、以下において、証拠番号は特記しない限り枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告Aは、紙幣両替機等の販売業を営む株式会社である。

イ 原告Bは、警備業及び清掃業等を営む株式会社である。

ウ 原告Cは、ビルメンテナンス業を営む株式会社である。

エ Dは、平成●年●月●日に大阪府選挙管理委員会に設立届を提出した政治資金規正法上の政治団体であったが、平成●年●月●日に解散届を提出した。

オ 甲（以下「甲」という。）は、原告A及び原告Cの代表取締役の地位にある者である。甲は、平成17年12月頃まで原告Bの代表取締役を務めており、また、Dの設立以来解散するまでの間、その代表者の地位にあった。

(2) 原告Aの取引等

ア E株式会社（以下「E」という。）との取引

(ア) 販売特約店契約

a 原告Aは、平成元年4月1日、貨幣処理機及び自動販売機の販売業等を営む株式会社であるEとの間において、原告AがEの販売特約店として、Eが取り扱う商品を原告A

が買い受けて販売し、販売先から生じた苦情・請求については、すべて原告Aの責任で処理・解決する旨の契約（以下「本件販売特約店契約」という。）を締結した（甲A8）。

- b 原告Aは、Dとの間で、原告Aがパチンコ業界へ商品等を販売したことによって生じる一切のトラブルをDが誠意をもって解決し、原告AはDに販売管理費（原告Aがパチンコ業界に販売した売上金額の1パーセントに当たる金額）を支払うことを内容とする平成元年5月2日付け覚書（以下「本件覚書」という。）を交わした（乙A3）。

（イ） 営業権譲渡

- a 原告Aは、平成7年10月1日、Eの子会社であったF株式会社（以下「F」という。）との間で、同社の商品を継続的に仕入れる旨の契約を締結するとともに、同じくEの子会社であったG株式会社（以下「G」という。）との間で、同社に対し、Fから仕入れた商品を販売する旨の契約（以下、原告AがF及びGとの間でそれぞれ締結した契約を併せて「原契約」という。）を締結した（弁論の全趣旨）。

- b 原告Aは、平成10年12月24日、E、F及びGとの間で、原契約が同月31日をもって終了し、以後は効力を失うものとした上で、原契約に基づく原告Aの商品の仕入れ及び販売に関する権利を平成11年1月1日にEに譲渡する旨の契約（以下「本件営業権譲渡契約」といい、同契約に係る契約書を「本件営業権譲渡契約書」という。）を締結するとともに、Eとの間で、上記営業権譲渡の対価を8億円（消費税抜き）とし、Eが原告Aに対し、契約後2週間以内に5000万円を支払い、平成11年1月以降平成15年7月までの間、各年1月及び7月に7500万円ずつを10回にわたり支払うことを内容とする覚書（以下「本件営業権譲渡覚書」という。）を交わした（乙A1、2）。

- c 原告Aは、Dとの間で、本件覚書を改定し、原告AがDに支払う販売管理費について、平成10年12月に2625万円を支払い、平成11年1月から平成15年7月までの間、各年1月及び7月に3937万5000円ずつを10回にわたり支払う（支払総額4億2000万円）旨の平成10年12月25日付け覚書（以下「本件覚書」という。）を交わした（乙A4）。

（ウ） Dへの支払

原告Aは、平成12年5月期から平成15年5月期にかけて各7500万円を、平成16年5月期に3750万円をDに支払い（以下、これらの支出金を「本件A支出金（E分）」という。）、平成12年5月期ないし平成16年5月期の各事業年度（本件A各事業年度）の総勘定元帳に管理料として計上して損金に算入した。

イ 株式会社H（以下「H」という。）との取引

（ア） 販売取引契約

原告Aは、平成9年5月1日付けで、パチンコ玉やコインの製造販売業等を営む株式会社であるHとの間で、原告Aが他2社から購入した遊戯用メダルをHに販売する旨の契約を締結した（同契約に係る契約書を、以下「本件H契約書」という。乙A5）。

（イ） Dとの契約

原告Aは、Dとの間で、Dは原告Aが販売するパチンコ業界、ゲーム業界に対して販売の紹介及び一切の協力を行い、販売したことによって生じるすべてのトラブルを誠意をもって解決し、これに対して原告Aは、Hとの販売契約に基づく売買利益から支払手数料を

控除した差引利益金額の50パーセントを管理費としてDに支払うことを内容とする平成9年5月1日付けの「管理費支払いに関する契約書」（以下「本件A契約書」という。）を交わした（乙A6）。

(ウ) Dへの支払

原告Aは、Dに対し、平成12年5月期に7733万2089円、平成13年5月期に9853万7802円、平成14年5月期に9353万4491円、平成15年5月期に9044万7255円、平成16年5月期に1億1310万6207円をそれぞれ支払い（以下、これらの支出金を「本件A支出金（H分）」といい、本件A支出金（E分）と併せて、以下「本件A各支出金」という。）、本件A各事業年度の総勘定元帳に管理料として計上して損金に算入した。

ウ 役員退職慰労金の支払

(ア) 甲の妻であった丙は、原告Aの取締役であったところ、平成13年2月19日付けの丙名義の辞任届（以下「本件辞任届」という。）が存在し、同月26日付けで同月19日に丙が原告Aの取締役を辞任した旨の登記がされている（甲A10の1、2）。

(イ) 原告Aの平成13年7月9日付け定時株主総会に係るものとして、全株主3名が出席した（委任状による出席を含む）旨、「退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」に係る議案につき、同年2月19日をもって取締役を退任した丙に対し、在任中の労に報いるため役員退職慰労金2000万円（本件退職金）を贈呈することが異議なく承認され、決議された旨、以上をもって同日の議事が終了した旨が各記載され、議長として代表取締役である甲の氏名が、出席取締役として丁（以下「丁」という。）、戊の氏名が記載され、その名下にそれぞれの押印がされた議事録（以下「本件議事録」という。）が存在する（甲A10の3）。

(ウ) 原告Aは、平成14年5月期の総勘定元帳に本件退職金を未払費用として計上して損金に算入した。

(エ) 原告Aは、平成18年3月22日、丙に対し、2000万円を振込送金により支払い、同日付けの丙名義の原告A宛の受領書（以下「本件受領書」という。）には「金2,000万円を退職金として正に受け取りました。」との記載がある（甲A10の4、5）。

エ その他の管理料の支払

原告Aは、Dに対して、平成13年5月期は300万円、平成15年5月期及び平成16年5月期は各500万円を各決算期末である各年5月中に支払い（以下、これらの支出金を「原告Aその他支出金」という。）、総勘定元帳に管理料として計上して損金に算入した。

なお、原告Aその他支出金がDに対し対価関係なく支払われたものであり、寄附金に該当することについては争いがない。

(3) 原告Bの取引

ア 原告Bは、平成2年10月25日、Eとの間で、Eが所有するKビルに関する警備業務及び清掃業務を1年当たり3840万円で受託する旨の契約を締結した。同契約に係る契約書には、原告Bが契約の履行を第三者に委託し又は請け負わせることを禁止する旨が記載されている。（乙B2）

イ Dとの契約

原告Bは、Dとの間で、Dが原告Bの行う警備業及び清掃業の業務上生じる一切のトラブル

ルを誠意をもって解決し、同原告の業務が円滑に遂行できるよう協力する旨、これに対して原告BがDに対し毎月100万円を管理費として支払う旨定めた平成5年4月1日付け「業務管理委託契約書」（以下「本件B契約書」という。）を交わした（乙B1）。

ウ Dへの支払

原告Bは、Dに対し、平成12年8月期から平成16年8月期にわたり、毎月100万円（消費税込み）、各期合計1200万円（消費税込み）を支払い（以下、これらの支出金を「本件B支出金」という。）、平成12年8月期ないし平成16年8月期の各事業年度（本件B各事業年度）の総勘定元帳に管理費として計上し、このうち仮払消費税として処理した金額を控除した額（毎月95万2381円、各期合計1142万8572円）を本件B各事業年度の損金に算入した。

エ その他の支払手数料の支払

原告Bは、Dに対して、平成15年8月29日に100万円（消費税込み）、平成16年8月30日に200万円（消費税込み）をそれぞれ支払い（以下、これらの支出金を「本件Bその他支出金」という。）、平成15年8月期及び平成16年8月期の総勘定元帳に支払手数料として計上し、このうち仮払消費税として処理した金額を控除した額（平成15年8月期につき95万2381円、平成16年8月期につき190万4762円）を平成15年8月期及び平成16年8月期の損金に算入した。

なお、本件Bその他支出金がDに対して対価関係なく支払われたものであり、寄附金に該当することについては争いがない。

(4) 原告Cの取引

ア 原告Cは、原告Bとの間で、同原告がEから受託したKビルに関する清掃業務につき受託する旨の契約を締結した（弁論の全趣旨）。

イ Dとの契約

原告Cは、Dとの間で、Dが原告Cの行う清掃業の業務上生じる一切のトラブルを誠意をもって解決し、同原告の業務が円滑に遂行できるよう協力する旨、これに対して原告CがDに対し毎月50万円を管理費として支払う旨の平成5年4月1日付け「業務管理委託契約書」（以下「本件C契約書」という。）を交わした（乙C1）。

ウ Dへの支払

原告Cは、Dに対し、平成13年9月期から平成16年9月期にわたり、毎月50万円（消費税込み）、各期合計600万円（消費税込み）を支払い（以下、これらの支出金を「本件C支出金」といい、本件A各支出金及び本件B支出金と併せて、「本件各支出金」という。）、平成13年9月期ないし平成16年9月期の各事業年度（本件C各事業年度。本件A各事業年度及び本件B各事業年度と併せて、以下「本件各事業年度」という。）の総勘定元帳に管理費として計上し、このうち仮払消費税として処理した金額を控除した額（毎月47万6191円、各期合計571万4292円）を本件C各事業年度の損金に算入した。

(5) 原告らに対する各処分を経緯

ア 原告A関係

(ア) 原告Aは、青色申告の承認を受けて本件A各事業年度において、別表1-1及び別表2-1の各「確定申告」欄及び「修正申告」欄記載のとおり、西税務署長に法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書及び修正申告書を提出した。

(イ) 西税務署長は、平成17年9月12日、原告Aに対し、「貴法人は、自平成11年6月1日至平成12年5月31日事業年度において、実際には寄附金として処理すべき金額を、寄附金課税を免れるため、管理料科目に仮装して計上するなどの不正手段により、所得を隠ぺいし、過少な所得金額で申告していましたので、貴法人の帳簿書類の記載事項全体について真実性が認められません。」との理由で、平成12年5月期以降の法人税の青色申告の承認を取り消す処分（本件A青色申告承認取消処分）を行った（甲A2）。

(ウ) 西税務署長は、平成18年2月27日、原告Aに対し、別表1-1及び別表2-1の各「更正処分等」欄記載のとおり、法人税並びに消費税及び地方消費税の各更正処分（本件A更正処分）並びに各重加算税及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件A賦課決定処分）を行った（甲A5）。

イ 原告B関係

(ア) 原告Bは、青色申告の承認を受けて本件B各事業年度において、別表1-2及び別表2-2の各「確定申告」欄記載のとおり、住吉税務署長に法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した。

(イ) 住吉税務署長は、平成17年9月5日、原告Bに対し、平成12年8月期以降の法人税の青色申告の承認を取り消す処分（本件B青色申告承認取消処分）を行った。

(ウ) 住吉税務署長は、平成18年2月28日、原告Bに対し、別表1-2及び別表2-2の各「更正処分等」欄記載のとおり、法人税並びに消費税及び地方消費税の各更正処分（本件B更正処分）並びに各重加算税賦課決定処分（本件B賦課決定処分）を行った。

ウ 原告C関係

(ア) 原告Cは、青色申告の承認を受けて本件C各事業年度において、別表1-3及び別表2-3の各「確定申告」欄記載のとおり、住吉税務署長に法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した。

(イ) 住吉税務署長は、平成17年9月5日、原告Cに対し、平成13年9月期以降の法人税の青色申告の承認を取り消す処分（本件C青色申告承認取消処分。本件A青色申告承認取消処分及び本件B青色申告承認取消処分と併せて、以下「本件各青色申告承認取消処分」という。）を行った。

(ウ) 住吉税務署長は、平成18年2月28日、原告Cに対し、別表1-3及び別表2-3の各「更正処分等」欄記載のとおり、法人税並びに消費税及び地方消費税の各更正処分（本件C更正処分。本件A更正処分及び本件B更正処分と併せて、以下「本件各更正処分」という。）並びに各重加算税賦課決定処分（本件C賦課決定処分。本件A賦課決定処分及び本件B賦課決定処分と併せて、以下「本件各賦課決定処分」という。）を行った。

(6) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、上記(5)の本件各青色申告承認取消処分、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（これらの各処分を併せて、以下「本件各処分」という。）に対し、それぞれ異議申立てをしたところ、各処分行政庁は、別表1-1ないし1-3、別表2-1ないし2-3の各「異議決定」欄記載のとおり、本件A更正処分、本件A賦課決定処分及び本件B賦課決定処分の一部をそれぞれ取り消し、その余の申立てをいずれも棄却した（甲A3、4、6、7）。

イ 原告らは、平成19年10月29日、国税不服審判所長に対し、本件各処分（ただし、上記アの異議決定で一部取り消された後のもの）の各取消しを求めてそれぞれ審査請求をした

ところ、国税不服審判所長は、平成20年10月17日付けで、別表1-1ないし1-3、別表2-1ないし2-3の各「裁決」欄記載のとおり、本件A賦課決定処分の一部を取り消し、その余の請求をいずれも棄却し、同月21日、原告らに対し、各裁決書の謄本を送達した(甲A1、甲B1、甲C1)。

ウ 原告らは、平成21年4月20日、それぞれ甲事件、乙事件、丙事件に係る訴えを提起した(顕著な事実)。

(7) 被告の主張する税額等

被告の主張する本件各処分(ただし、(6)アの異議決定及び同イの裁決によって一部取り消された後のもの)の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」記載のとおりである。

3 争点

- (1) 本件各支出金が寄附金に当たるか(全事件について)
- (2) 原告Aが丙に対し、本件退職金の支払義務を負担したか(甲事件について)
- (3) 本件各支出金及び本件退職金につき、隠ぺい・仮装の事実があったか。(全事件について)
- (4) 本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分が信義則に反するか(甲事件について)
- (5) 法人税に係る本件A更正処分につき、理由の付記を要するか(甲事件について)

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各支出金が寄附金に当たるか

(被告の主張)

ア 本件A支出金(E分)について

以下の各事実によれば、本件A支出金(E分)は、原告AがDの資金とするために無償で利益供与したものであって、寄附金に該当することは明らかである。

(ア) 原因なき支払であること

原告Aの主張によれば、本件覚書は原告AとEとの間のパチンコ業界に関する取引に関して生ずるトラブルの解決をDに委託することを内容とするものであるところ、本件営業権譲渡契約により、原告AとEの子会社とのパチンコ関連の商品販売に関する原契約は平成10年12月31日をもって終了しており、原告Aは契約関係から離脱しているから、それ以後に原告AがDに解決を依頼するようなトラブルが発生する余地はなく、Dがこれを解決することもあり得ない。それにもかかわらず、これ以降も原告AからDに対する支払は継続していることからすれば、本件A支出金(E分)はトラブル解決のために支払われたものではないことは明らかである。

原告Aは、平成11年1月1日以降もEとの関係は継続していたと主張するが、Eの取締役らは、平成10年12月31日をもって原告Aとの代理店契約は終了した旨供述していること、本件営業権譲渡契約書及び本件営業権譲渡覚書には、Dの役務提供継続に関する約定は存在しないことからすれば、原告Aの上記主張は事実と反する。また、営業権譲渡の対価を5年間の分割払としたことがDによる役務提供が5年間継続される旨の合意の存在を示すものと解することはできず、Eとの間で甲個人の渉外顧問契約が継続していたことはDによる役務提供があったことの根拠とはならない。

(イ) Dが具体的活動を行っていないこと

Dの会則(以下「本件会則」という。)の規定からすれば、Dはトラブルの解決を目的

とする団体とは認められず、代表者である甲も質問てん末書において、Dは本件会則4条所定の事業以外の活動は行っていない、Dはトラブル発生の抑止力となっているだけで、直接何らかの役務を提供しているわけではない旨供述している上、Eの取締役らも、本件営業権譲渡契約締結後に原告Aにトラブル解決を依頼したことはない旨供述している。また、Dの事務総局長であるL（以下「L」という。）も、Dの事業活動を何ら説明できておらず、原告AにおいてもDによる役務提供の事実を示す資料を所持していない。

(ウ) 甲の供述

甲は、原告Aの事業で得た収益を管理料としてDに支払い、Dの運営費に充てていたと供述する一方、Dが具体的な役務提供活動を行っていないことを認めていたのであるから、原告Aの売上げの一部をDの資金源とするために本件覚書及び本件念書が作成されたことは明らかである。

(エ) 原告Aが役務提供の裏付けとして示す資料はいずれも本件念書作成後におけるDによる役務提供の事実を推認させるものではなく、岐阜県のゲーム店でのトラブルについては、Lが原告Aの従業員として解決に当たったものであり、Dによる役務提供を示すものではない。また、本件覚書ではパチンコ業界への販売について生ずる一切のトラブルが対象とされており、ゲーム業界については対象に含まれていないことからすれば、ゲーム業界における取引が継続していたことからこれに関するトラブル処理業務をDが行っていた旨の原告Aの主張は失当である。

イ 本件A支出金（H分）について

以下の各事実によれば、本件A支出金（H分）は、原告AがDの資金とするために無償で利益供与したものであって、寄附金に該当することは明らかである。

(ア) 上記ア(イ)のとおり、Dは原告Aに対し、トラブル解決という役務提供を行っていない。

(イ) 本件H契約書にはHが原告Aに対しトラブルの解決を委託する旨の条項はなく、他にトラブルの解決を委託する旨の契約書も存在しない上、甲も質問てん末書において「パチンコ及びアミューズメント業界でのトラブル防止というような約束は、Hとの間ではたとえ口約束でもしていません」などと供述しており、Hが原告Aに対しトラブルの解決を依頼した事実はない。

(ウ) Hの常務取締役らも、クレーム処理はH自身の業務であり、原告Aにトラブル対応を依頼することはなかった旨供述している。

ウ 本件B支出金について

原告BがEから請け負っている業務は、Kビルの常駐ビル管理であり、このようなビル管理において、警備員が処理できないほどのトラブルが生じるとは考えられないこと、原告BとEの契約書では、原告Bが契約の履行について下請けを使用することが禁じられており、Dが下請けとして行動することは予定されていないこと、上記ア(イ)のとおり、Dはトラブル解決といった活動は行っていないことからすれば、本件B支出金は、原告BがDの資金とするために無償で利益供与したものであって、寄附金に該当することは明らかである。

エ 本件C支出金について

原告Cは、原告Bから清掃業務を請け負っていたにすぎないところ、清掃業務においてパチンコ関連の取引で生じるようなトラブルが生じるとは考えられないこと、原告Cは、トラ

ブルが発生し得ると主張するのみで、いかなるトラブルが発生するのか具体的な主張をしていないこと、上記ア(イ)のとおり、Dはトラブル解決といった活動は行っていないことからすれば、本件C支出金は、原告CがDの資金とするために無償で利益供与したものであって、寄附金に該当することは明らかである。

(原告Aの主張)

ア 本件A支出金 (E分) について

(ア) 原告AとEの間では、本件営業権譲渡契約後も、原告Aが営業権譲渡代金の支払を受けている限り、Eのためのトラブル解決を継続することが合意されていた。ここにいうトラブルとは、Eの製品の購入先から突きつけられるクレーム等のことであるから、営業権譲渡契約後も発生し得るものである。

また、本件営業権譲渡契約後も、ゲーム業界市場における総代理店契約は平成17年まで継続中であったから、これに関するトラブル処理業務も継続していた。

被告は、原告AとF及びGとの間の原契約が終了したことによって役務提供の余地がなくなると主張するが、原契約は実在しない仮装の契約であり、Dの役務提供義務はあくまでも原告AとのEとの間の本件販売特約店契約及び本件覚書に基づいて発生していたところ、これらの契約に基づく役務提供は平成15年まで続いていたのであるから、被告の主張は失当である。

(イ) Dは実際にトラブル解決業務を行っており、岐阜県のゲーム店でのトラブルに関する報告書等、役務提供を裏付けるいくつかの資料も存在する。被告は、Dの事務総長であるLが作成したトラブル解決報告書につき、Lが原告Aの従業員として解決に当たったものにすぎないと主張するが、同報告書の記載からすれば、Dの事務総長であるLがトラブル解決に当たり、原告Aのために報告書を作成したことは明らかである。

そもそも、Dは、Eの依頼によりEグループの企業防衛を目的として設立されたものであり、その実質はEに関するトラブルを解決するための常設機関であった。EがDの維持運営資金及び事務所を実質的に提供していたことから、Dによるトラブル解決の役務提供が存在したことは明らかである。

(ウ) 被告がDによる役務提供が存在しなかったことの根拠とする甲の質問てん末書は、国税査察官が一方向的に作成したものに過ぎない。

役務提供に関する甲の供述が曖昧になっているのは、Dの役務提供の内容はその解決手段や方法について公然とすることがはばかれるものが多く、これを他言しないことやその記録を残さないことが関係者における暗黙かつ当然の了解事項であったためである。

イ 本件A支出金 (H分) について

Hは、ゲーム市場に参入するに当たって、パチンコ市場における原告A及びDの紛争処理実績を高く評価し、原告Aに対し、Eと同様の関係構築を求めた。そこで、原告Aは、Hとの間で、原告AがHのゲーム用コイン等の用品の販売代理店となり、紛争の未然防止及び処理を請け負う旨の契約を締結した。そして、原告Aは、Dに対し、紛争の未然防止及び処理業務を再委託し、対価として管理料を支払うこととなったのであり、Dへの支払は寄附金ではない。

(原告Bの主張)

原告Bは同和地区の近くにあるKビルの建設及び完成後の警備・管理を目的として設立さ

れたものであり、現に、ビル建設中も完成後も、発生したトラブルの処理及びトラブルの未然防止につきDと協力してこれを解決処理してきた。したがって、本件B支出金は、Dによるセキュリティ業務の提供に対する対価として支払われたものである。

なお、そもそもDはEのセキュリティ業務を全般的に担うために設立されたものであるから、Dにセキュリティ業務を担当させることは、契約で禁じられた下請けとはまったく異なるものである。

以上のほか、Dが現にトラブルの解決に当たってきたこと等については、原告Aの主張のとおりである。

(原告Cの主張)

原告Cは、原告BからKビルの清掃業務を請け負っているところ、原告BがDに対し同ビルのセキュリティ業務の対価を支払っていたことから、その業務の一部を請け負っていた原告CにおいてもDに対するセキュリティ業務に対する対価を支払う義務を負っていた。

なお、被告は、清掃業務においてトラブルが発生するとは考えられないとするが、同和地区付近における巨大ビルの清掃業務が介入を受けトラブルの発生源となることは常識の範囲に属することであるから、被告の主張は失当である。

以上のほか、Dが現にトラブルの解決に当たってきたこと等については、原告Aの主張のとおりである。

(2) 原告Aが丙に対し、本件退職金の支払義務を負担したか

(被告の主張)

ア 以下の各事実によれば、本件退職金は原告Aの運転資金とする等の目的で架空計上されたものといえる。

(ア) 丙は、平成16年12月16日付けの質問てん末書において、本件辞任届作成の事実を否定するとともに、甲から告げられて初めて取締役を退任させられたことを知ったこと及び同日時点で退職金の支払を受けていないことを供述していること、本件辞任届の「丙」の印影と本件議事録にある丁名下の「丁」の印影が酷似していることからすれば、本件辞任届は丙以外の者によって偽造されたものであり、かつ、丙自身辞任届が作成されたことを知らなかったものと認められる。

(イ) 本件辞任届が偽造されたものであり、丙が取締役を辞任する旨の意思表示をした事実はないこと、甲は、質問てん末書において、会社の運転資金とするために本件退職金の支払を計上したものであり、原告Aとして本件退職金を支払う意思がない旨供述していること、丙も原告Aから退職金は出ないと聞いていたこと、原告Aは本件退職金の支給決議をして以降、平成17年5月期の決算時までの間に本件退職金を容易に支給することができたにもかかわらず、本件退職金の支払を行わず平成14年5月31日に計上して以来平成17年5月期まで未払費用として計上し続けていたこと、甲は未払費用として計上し続けていたことにつき合理的説明をできていないことからすれば、本件議事録は内容虚偽のものというべきである。

(ウ) 丙は、役員在任中も多くとも月に1回程度出勤する程度であり、補助的な事務を不定期に行う以外は職務に従事しておらず、実質的に役員としての職務を執行していなかったのであるから、2000万円という本件退職金の額は不相当に高額である。

(エ) 原告Aは本件A更正処分及び本件A賦課決定処分を受けた直後である平成18年3

月22日に突然丙の口座に2000万円を振込送金したこと、振り込まれた2000万円のうち半額の1000万円については、甲からの求めに応じて丙から甲の口座へ振込送金されていることからすると、原告Aは上記各処分を受け、本件退職金が架空計上ではなく実体を有するものであるとの外形を整えるために丙に対し2000万円を支払ったものと推認される。

丙が本件受領書に署名押印したのは、本件退職金支払の外形を整えるための甲の求めに応じたものと考えられ、丙にとっては2000万円の受領が重要であり、その名目は重要ではなかったと考えられることからすれば、退職金として受け取った旨の不動文字の訂正まで求めなかったとしても不自然ではないから、本件受領書の記載をもって丙に対する2000万円の支払が本件退職金として支払われたものと認めることはできない。

イ(ア) 原告Aは、本件辞任届は役員退任登記手続のためにのみ作成されたものであり、中小企業においてはその作成が代筆に係るものであることは通常である旨主張するが、本件において丙は任期満了前に事実上解任されたものといえるところ、かかる取扱いはこのような手続的な問題や利害対立が想定される場合においても通用するとは考えられない。

イ(イ) 原告Aは、本件議事録が内容虚偽のものではない旨主張するが、代表者である甲自身が支払意思のなかったことを自認している上、丙は辞任の意思表示をしていない以上、原告Aが本件退職金を支払う根拠はなく、また、通常速やかに支払われる性質のものである退職金につき資力がありながら長期間にわたって未払費用に計上し続ける理由はないから、原告Aが本件退職金を支払う意思を有していなかったことは明らかである。それに加え、本件辞任届は偽造されたものであり、丙は任期満了前に自身の知らないところで役員を退任させられているのであるから事実上の解任に当たるところ、本件議事録には本件退職金支給の前提となる丙の取締役解任決議はなく、定時株主総会であるにもかかわらず実際に行われた剰余金の配当及び役員賞与金の支給についての承認決議がない等の不自然な点があること、また、本件議事録で本件退職金の支給決議をしたのであれば平成13年7月9日付けで未払費用に計上されるべきであるのに平成14年5月31日まで未払費用に計上されていないことからすれば、本件議事録は本件退職金計上の根拠とするためだけに作成されたと認められ、内容虚偽のものである。

イ(ウ) 原告Aは、平成18年3月22日の振込みは本件退職金の振込みであり、支払が遅れたのは夫婦関係悪化による感情的なしこりが原因である旨主張するが、甲は、質問てん末書において上記イ(イ)のとおり供述しており、上記感情的なしこりには触れていないし、いずれ支払うとも述べていない。そもそも、退職金は、原告Aが取締役を退任した者に対して支払うべき性質のものであり、甲と丙の関係によりその支給が左右されるという性質のものではない。

また、原告Aは、本件退職金についても財産分与の対象として折半する合意があったと主張するが、丙が離婚成立後に取得した2000万円についても離婚に伴う財産分与の対象とする旨合意したとは信じ難い上、そのような合意を裏付ける証拠も存在しない。

イ(エ) 原告Aは、本件A更正処分及び本件A賦課決定処分を受けた後において外形を整えるために2000万円を支払えば二重の損失を受けることになるためかかる行動をとることはあり得ないと主張するが、本訴において2000万円の支払を根拠に本件A更正処分及び本件A賦課決定処分が取り消されれば取り消された部分に係る納付済み税額は還付

加算金とともに還付されること、原告Aの発行済株式の90パーセントを保有する甲が丙から1000万円を受け取っていることからすれば、2000万円の支払によって二重の損失を被るものとはいえず、原告Aにとってそのような行動は不合理なものではない。

そして、税務調査の際に原告Aの税理士に対して本件退職金が架空計上である旨を指摘がされていたこと及び甲が本件退職金を支払う時点において本件退職金が否認の対象に含まれていることを了知していたことは明らかであるから、本件退職金が否認の対象に含まれているかが不明であり外形を整える前提に欠けるとの原告Aの主張は失当である。

(原告Aの主張)

ア 丙は原告Aの取締役を退職しており、それに基づき原告Aが本件退職金の支払義務を負担したこと及び本件退職金が現実に支払われていることからすれば、原告Aによる本件退職金の計上は架空のものではないことは明らかである。

イ 丙は、本件辞任届の作成事務に関与していないことを述べたにすぎず、本件辞任届作成の事実を否認しているわけではない。丙は、役員報酬の支給がされなくなったことにつき異議を述べておらず、本件辞任届提出後は出社もしなくなっているのであるから、取締役を退任することについて了承しているものであり、そうである以上、丙の代わりに原告Aの事務員において本件辞任届を作成したことが偽造となるものではない。中小企業において、取締役退任登記手続のためだけに作成される辞任届が代筆によることは、通常のことである。

また、被告の主張ア(イ)で指摘されている甲の供述は、国税局の暴挙と丙の態度に対する反感から自棄を起こしたことによるもので、その供述内容は事実と反するものであるし、個人的感情に基づいてされたものであって、原告Aの代表者としての立場でされたものではないから、かかる甲の供述が原告Aによる本件退職金支払債務負担の事実に影響するものではない。

ウ 本件退職金は、平成13年7月9日の定時株主総会において支給決議がされたが、甲は、丙との夫婦関係にしこりが生じていたことから本件退職金の支給をあえて遅らせていたにすぎず、原告Aに本件退職金の支払義務が生じていたことに変わりはない。原告Aに平成14年5月期から平成17年5月期まで十分な余裕資金が存在していたことは、本件退職金の支給決議をすることが十分に可能であったことを示すものである。

被告は、本件議事録につき、利益処分等の決算承認に関する記載がないこと及び丙の辞任に関し審議・承認された形跡がないことから、極めて不自然である旨主張するが、当該決議の時点で丙はすでに辞任しており、その効力は生じていたのであるから、辞任につき審議・承認する必要はなく、また、議事録は用途に従い議題別に複数作成されることがあるから、被告の主張する上記事実によって本件議事録の内容が虚偽であるということはできない。

エ 甲が本件退職金の半額の返還を求めたのは、丙との間で、本件退職金についても財産分与として折半するとの合意がされたためである。

丙に対する2000万円の支払は原告Aに対する各処分後に行われているが、本件退職金の損金計上が否認された場合に支払う税額は2000万円よりも少ないはずであるし、2000万円を支払えばこれを損金計上せずに算出された税額の支払との二重の損失を被る可能性もあるのであるから、外形を整えるために本来存在しない退職金を支払うことはあり得ない。そもそも、更正処分通知書には理由が全く付記されていなかったのであるから、原告Aは、本件退職金が否認の対象に含まれているかを知らなかったのであり、外形を整えるた

めの支払を行う前提に欠ける。

(3) 本件各支出金及び本件退職金につき、隠ぺい・仮装の事実があったか

(被告の主張)

ア 青色申告承認の取消事由である法人税法127条1項3号所定の隠ぺい・仮装については国税通則法68条1項のそれと同義に解すべきであるところ、事務運営指針第1の1(2)②によれば、「帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む)、帳簿書類への虚偽記載…その他の方法により仮装の経理を行っていること」がある場合には、国税通則法68条1項の隠ぺい・仮装があるとされている。

イ 本件A各支出金について

(ア) 原告Aは、本来Dに対する寄附金として計上すべきであった本件A各支出金につき、トラブル解決などの実態がないにもかかわらず架空の本件覚書、本件念書及び本件A契約書(これらを併せて、以下「本件覚書等」という。)を作成して管理料として計上したのであるから、Dに対するトラブルの解決に係る管理料の支払として仮装したものと認められる。

甲は、本件覚書がLの名義を無断で使用して一人で作成した架空のものであること及び政治資金規正法上の問題をクリアするため銀行送金していたことを供述するところ、かかる供述からも原告AとDとの間にその記載どおりの合意が存在しないこと及びDの運営資金とするために支払った寄附金を管理料に仮装経理したことは明らかである。

よって、本件A各支出金につき、隠ぺい・仮装の事実が認められる。

(イ) 原告Aは、本件A各支出金が寄附金に当たるとしても、これを管理料に計上したことは単なる「科目違い」にすぎず、事務運営指針第1の3により帳簿書類の虚偽記載等に該当しない旨主張するが、同規定が適用されるには、「当該行為が相手方との通謀又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でない」ことが前提条件となるところ、「帳簿書類の改ざん」には、偽造及び変造も含まれる旨規定されており、架空の本件覚書等を作成することは、「証ひょう書類等の…改ざんによるもの等」に該当するから、原告Aの主張は前提を欠き失当である。

また、原告Aは、本件覚書等は「帳簿書類」に該当しないと主張するが、「帳簿書類」とは「帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に係る書類」をいい、本件覚書等はいずれも原始記録又は証ひょう書類その他決算に係る書類であるから、帳簿書類に該当するといえ、原告Aの主張は失当である。

ウ 本件退職金について

原告Aは、平成14年5月期において丙に対して退職金を支払う意思がなかったにもかかわらず、その意思があるかのように仮装するため、本件辞任届を偽造し、内容虚偽の本件議事録を作成することによって本件退職金を未払費用として架空計上し、損金の額に算入しているところ、本件辞任届及び本件議事録は本件退職金の支払に係る書類であるから、原始記録又は証ひょう書類その他決算に係る書類として「帳簿書類」(事務運営指針第1の1(2)①)に該当し、本件退職金について隠ぺい・仮装の事実が認められる。

エ 本件B支出金について

(ア) 原告Bは、本来Dに対する寄附金として計上すべきであった本件B支出金につき、ト

ラブル解決などの実態がないにもかかわらず架空の本件B契約書を作成して管理料として計上したのであるから、Dに対するトラブルの解決に係る管理料の支払として仮装したものと認められる。

(イ) 前記イ(イ)のとおり、本件B契約書が「帳簿書類」に当たらず、また、「科目違い」の計上にすぎないとの原告Bの主張は失当である。

オ 本件C支出金について

(ア) 原告Cは、本来Dに対する寄附金として計上すべきであった本件C支出金につき、トラブル解決などの実態がないにもかかわらず架空の本件C契約書を作成して管理料として計上したのであるから、Dに対するトラブルの解決に係る管理料の支払として仮装したものと認められる。

(イ) 前記イ(イ)のとおり、本件C契約書が「帳簿書類」に当たらず、「科目違い」の計上にすぎないとの原告Cの主張は失当である。

(原告Aの主張)

ア 本件A各支出金について

(ア) 本件A各支出金は、無償で利益供与したものではなく、販売管理業務という役務の対価として支出したものである。本件覚書等は、事務運営指針にいう「帳簿書類」には該当しない上、実在する取引を表象する文書であり、何ら架空のものではなく、そこに記載されている取引が寄附か管理料の支払かという点は、取引内容の評価の問題であって文書自体の架空性を示すものではない。甲は、自己契約あるいは双方代理となることを形式的に回避するために本件覚書のD代表者をL名義にしたと述べているにすぎず、合意が存在しないことを認めているとは到底いえないし、契約書を一人で作成したからといって直ちに合意が不存在となるわけではない。なお、甲が寄附金該当性について述べているのは、領収書の名目に関する注意点について供述しているものにすぎず、寄附金として送金していたことを示すものではない。

(イ) 仮に本件A各支出金が寄附金に該当するとしても、それは「科目違い」の計上にすぎない。「寄附金のように損金算入について制限のある費用を単に他の費用科目に計上した場合」は、「隠ぺい・仮装」に該当しないことは、事務運営指針に明記されているところである。

被告は、「当該行為が相手方との通謀又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でない」との前提条件を満たしていないと主張するが、「改ざん」とは「字や文字を不当に直すこと」を意味し、架空の内容の書類を作成することはこれに含まれないため、本件においては「相手方との通謀又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざん」のいずれも存在しないのであって、前提条件は満たしている。

イ 本件退職金について

本件退職金は何ら架空のものではない。

被告は、本件辞任届が偽造されたこと、本件議事録が虚偽記載であることを理由に隠ぺい・仮装が認められると主張するが、被告の主張する解釈を前提としても、本件辞任届及び本件議事録は決算関係書類に該当するものではないから、「帳簿書類」には含まれない。

(原告Bの主張)

本件B契約書は架空のものではなく、真正な取引文書であるし、また、同契約書は「帳簿

書類」ではなく、単なる「科目違い」にすぎないから、隠ぺい・偽装の事実はない。

(原告Cの主張)

本件C契約書は架空のものではなく、真正な取引文書であるし、また、同契約書は「帳簿書類」ではなく、単なる「科目違い」にすぎないから、隠ぺい・偽装の事実はない。

(4) 本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分が信義則に反するか

(原告Aの主張)

ア 原告Aは、平成元年から15年間にわたり、Dに対する支出金の計上を継続し、3年ごとに行われる税務調査における質問でもその内容を明らかにしつつ説明を重ね、Dに対する支出金の計上について税務署の担当職員や税務署長、大阪国税局の統括官等の承認を繰り返し受けてきた。それにもかかわらず、今更になって本件A各支出金を否認することは信義則に反する。

イ 最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・集民152号93頁(以下「昭和62年最判」という。)の射程は、特定の納税者に係る個別的事情が賦課決定の理由となる重加算税には及ばない。

ウ 以上から、本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分は信義則に反し違法である。

(被告の主張)

ア 本件においては、昭和62年最判の法理に照らしても、税務署職員らによる公的見解の表示はない。この点、原告Aは、3年ごとの税務調査において、税務署職員や税務署長、大阪国税局統括官らからDに対する支出金の計上について承認を受けてきた旨主張するが、かかる主張を裏付ける事情はない上、仮に税務署職員等と面会した際に何らかの説明や回答を受けたとしても、それらが税務官庁の公的見解と評価できるものではない。したがって、本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分が信義則に反するものとは認められない。

イ 重加算税の賦課決定処分についても昭和62年最判の射程が及ぶところ、重加算税の場合には納税者による隠ぺい・偽装が認められることが前提となるから、信義則法理の適用にはより一層慎重であるべきであり、要件を加重することはあっても緩和する余地は全くないから、原告Aの主張は失当である。

(5) 法人税に係る本件A更正処分につき、理由の付記を要するか

(被告の主張)

青色申告の承認の取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は青色申告書以外の申告書とみなされるところ、青色申告書以外の申告書に対する更正処分には理由を付記する必要はないから、青色申告が取り消された事業年度以降の法人税の更正処分通知書には理由付記を要しない。原告Aに対しては本件A青色申告承認取消処分により平成12年5月期以後の青色申告の承認が取り消されていることから、それ以降の事業年度についての法人税の更正処分には理由を付記する必要はなく、平成12年5月期以降の事業年度についての更正処分である法人税に係る本件A更正処分について、更正の理由を付記する必要はない。

(原告Aの主張)

法人税に係る本件A更正処分には、更正による税額及び重加算税額の記載があるだけで、その税額に至る理由については全く記載されていない。理由付記不備の瑕疵はその後に異議決定

書及び審査請求の裁決書に理由が記載されても治癒されないから、法人税に係る本件A更正処分は違法である。

本件A青色申告承認取消処分と法人税に係る本件A更正処分とは、実質的に同一の理由に基づくものであるから、先に本件A青色申告承認取消処分がされたことによって法人税に係る本件A更正処分について理由付記が要求されなくなるとすることは不当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各支出金が寄附金に当たるか) について

(1) 認定事実

前記前提事実に加え、各項掲記の証拠によれば、以下の各事実が認められる。

ア Dの活動等

(ア) Dの会則(本件会則)には、「第2条(目的)」として、「本会は、良識ある調和のとれた国際社会と日本の民主的国家確立のために地球上の全ての民族と協力し、助けあい平和な人類の発展の為に寄与すると共に同胞の和を全世界に波及することを目的とする。」との、「第4条(事業)」として、「本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。a. 情報交換の為に会議、広報活動 b. 産業の開発、経済協力・流通活動 c. 国際的文化流通・視察活動 d. 人的交流を目的とした事業 e. 経済・政治流通を円滑にするための講演会・研修会 f. その他第2条の目的を達成するため必要な事業」との各記載がある(乙2)。

(イ) 甲は、大阪国税局の調査に対し、Dは本件会則4条に記載された以外の活動は行っていない旨供述しており、また、甲がEを相手方として提起した別件訴訟で提出した陳述書において、Dの設立経緯及び活動内容等を詳細に説明しているものの、Dが具体的なトラブル解決等の業務に従事していたことについては言及していない(甲A22、乙3)。

イ 原告AとEの取引について

(ア) 原告Aは、平成元年4月1日に本件販売特約店契約を締結して以降、Eの取り扱う商品を同社から買い受けて販売し、その販売先からの苦情等についても原告Aにおいて処理しており、平成7年10月1日からはEとの間の取引に同社の子会社であるF及びGを介入させることとし、原契約を締結して中間利益を得ていたところ、平成10年12月24日に原契約における営業権をEに譲渡する旨の本件営業権譲渡契約書を交わし、平成11年1月1日以降は原告AとE及びその子会社との間のパチンコ業界における取引は終了した(乙A10、11、原告A及び原告C代表者甲本人尋問の結果(以下「甲供述」という。))。

(イ) 原告AとDの間で交わされた本件覚書には、原告Aがパチンコ業界に商品等を販売したことによって生じるトラブルをDが誠意をもって解決し、原告Aはパチンコ業界に販売した売上金額の1パーセントを販売管理費としてDに支払う旨記載されている。

また、本件営業権譲渡契約書及び本件営業権譲渡覚書が交わされたことに伴い作成された本件念書では、本件覚書に基づき原告AがDに対して支払う販売管理費の額を本件営業権譲渡覚書において合意された譲渡対価の半額に消費税を加えた額と改定するとしている。

(ウ) Eの取締役であるIは、平成17年2月16日の大阪国税局による調査に対し、本件営業権譲渡契約により原契約を終了することとされた平成11年1月1日以降において

は、原告A及び甲に対して販売先等との間のトラブルの解決を依頼したことは一度もない旨供述しており、同じくEの取締役であるMも、平成16年12月16日の大阪国税局による調査に対し、平成16年4月以降に甲にトラブル解決を依頼したことはない旨供述している(乙A10、11)。

ウ 原告AとHの間の取引について

(ア) 本件H契約書には、原告Aが他2社から購入した遊技用メダルをHに販売する旨と、契約の有効期間が記載されているのみで、商品の販売に関して生じたトラブルの解決及び防止について原告Aが請け負う旨の記載はないところ、原告AとHの間でかかる合意が口頭でされた事実も存在しない(乙7、乙A5)。

(イ) Hの取締役であるJは、平成17年3月28日の大阪国税局による調査に対し、Hの販売したメダルに対する苦情の対応は自社の営業部において行っており、原告Aに対して苦情処理、トラブルの解決を依頼したことは一度もない旨供述している(乙A13)。

(2) 法人税法は、一定金額を超える寄附金の額については損金に算入しないこととしているところ、その趣旨は、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金の額に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害するばかりでなく、寄附金の出えんによる法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当でないことから、これを是正することにあると解される。他方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、当該支出が費用の性質を有するか、又は利益処分の性質を有するかを客観的に判定することは困難であるため、法人税法は、行政的便宜及び公平の維持の観点から、統一的な損金算入限度額を設け、寄附金のうちその限度額の範囲内の金額を費用として損金の額に算入することを認め、それを超える部分の金額を損金の額に算入しないことにしたものと解される。

以上のような一定金額を超える寄附金の額の損金不算入の制度の趣旨及び法人税法37条8項の規定の内容からすれば、同条7項に定める「寄附金」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与をいうものと解すべきであり、ここにいう経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与とは、金銭その他の資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的理由が存在しないものを指すと解するのが相当である。

(3) Dによるトラブル解決等の役務提供の有無

ア 前記(1)の認定事実ア、イ(ウ)、ウ(イ)に加え、甲は大阪国税局の調査に対しトラブル解決業務は甲個人又はLらにおいて行っており、Dは直接何らかの役務を提供しているわけではないことを供述していること(乙5、6)、Dがトラブル解決等の業務を行っていたことを認めるに足りる的確な証拠は存在しないこと(原告Aは、その提出した書証(甲A12、14、15、18)をもってDによる役務提供が存在したことの裏付けとするが、このうち甲A18号証については、報告書の名義は原告Aである上、Lは、同報告書の事例につき、自身が原告Aの渉外担当者としてDとは関係なく個人で解決したものである旨供述していること(乙4)から、Dによる役務提供を裏付けるものとはいえず、また、他の書証については、Dが具体的なトラブル解決業務を行ったことをうかがわせるものではない。)によれば、Dは平成11年以降、具体的なトラブル解決等の業務を行っていなかったものと認めら

れる。

イ 原告Aは、Dは平成11年以降も年に数件のトラブル解決業務を行っていた旨主張し、甲はこれに沿う供述をするが（乙A9、12、甲供述）、一方で、甲は、上記のとおりDが具体的なトラブル解決等の業務を行っていない旨を供述しているところ（乙5、6）、甲は、そのような供述をした理由につき、国税局職員の質問に対し適当に答えていたにすぎないと述べるのみであり（甲供述）、何ら合理的な説明をしていないこと、Dによる平成11年以降の役務提供を裏付ける的確な証拠は存在しないことからすれば、甲の供述をもってDが平成11年以降に原告Aに対し具体的な役務提供を行っていたと認めることはできない。

また、原告Aは、Dの存在がトラブルを防止するための抑止力となっていたと主張し、甲はこれに沿う供述をするが（乙5、6、乙A12、甲供述）、Dがトラブル解決のための具体的な活動を行っているものではない以上、原告A主張のような抑止力の存在をもってDによる役務が提供されていたものと評価することはできない。

(4) 本件A支出金（E分）について

ア 前記(3)のとおり、Dが平成11年以降においてトラブル解決等の業務を行っていたものとは認められない上、原告Aは、本件営業権譲渡契約により平成10年12月31日をもってパチンコ業界におけるE及びその子会社との取引を終了し、実際に平成11年以降はEからトラブル解決の依頼を受けることはなかったというのであるから（前記(1)の認定事実イ）、原告Aによるパチンコ業界への商品販売によって生ずるトラブルの処理について定める本件覚書に基づきDが本件A各事業年度において原告Aに対し何らかの役務提供を行う根拠は存在しないというべきである。

イ 原告Aは、原契約は仮装の契約にすぎず、Dの役務提供は原告AとEとの間の本件販売特約店契約に関するものであったところ、本件営業権譲渡契約により原告Aが原契約から離脱することとされた後も、営業権譲渡代金の支払が終了するまでは原告AがEのためのトラブル解決業務を継続することが合意されており、また、Eとのゲーム業界に関する取引は続いており原告Aはこれに関するトラブル処理業務を行っていたから、平成11年以降もDによる役務提供は存在した旨主張する。

そこで検討するに、Eは、昭和62年7月1日以降平成15年12月31日までの間、甲との間で甲がEの渉外顧問となる旨の顧問契約を締結しており、また、トラブル解決業務を行うための事務所として大阪市西区及び東京都港区にある建物の一室をそれぞれ直接又は甲から賃借する等した上、平成15年12月31日までの間原告Aや甲、Dに使用させていたことが認められる（甲A9、13、21、22、乙A10）。しかしながら、Dが平成11年以降において具体的なトラブル解決業務を行っていないことは前記(3)のとおりである上、本件営業権譲渡契約書には原契約終了後も原告Aがトラブル解決業務を行うことに関する合意は記載されておらず、Eの取締役らは原告Aとのパチンコ業界に係る取引関係を終了させるために本件営業権譲渡契約を締結した旨供述していること（乙A1、10）、上記顧問契約はあくまで甲個人との間の契約であり、事務所の提供も顧問契約の期間満了とともに終了することとされていること（甲A9の3）からすれば、平成11年以降もDに対する事務所の提供が継続していたことを考慮しても、原告Aの主張するようなトラブル解決業務に関する合意があったものと認めることはできない。また、本件覚書はパチンコ業界への販売を対象とするものであることからすれば、Eとの間でゲーム業界における取引が継続してい

たとしても、そのことから本件A支出金（E分）が本件覚書に基づく支払ということではできないから、この点に関する原告Aの主張は失当である。

ウ よって、本件A支出金（E分）は、Dから原告Aへの役務提供に対する対価として支払われたものではなく、かかる支払を行う合理的な理由があるとも認められないから、寄附金に該当すると解するのが相当である。

(5) 本件A支出金（H分）について

Dが平成11年以降においてトラブル解決等の業務を行っていなかったものと認められること（前記(3)）に加え、原告AとHの間では、商品の販売に関して生じたトラブルの解決及び防止について原告Aが請け負う旨の合意は存在せず（前記(1)の認定事実ウ）、Hとの取引に関して原告Aがトラブル解決等の業務を行うことは予定されていなかったことからすれば、Dが本件A各事業年度において原告Aに対し本件A契約書に基づいて何らかの役務提供を行う根拠は存在しないというべきである。

よって、本件A支出金（H分）は、Dから原告Aへの役務提供に対する対価として支払われたものではなく、かかる支払を行う合理的な理由があるとも認められないから、寄附金に該当すると解するのが相当である。

(6) 本件B支出金について

原告BはEが所有するKビルに関する警備業務及び清掃業務を同社から受託していたこと及び同受託に係る契約では第三者への委託及び下請けが禁じられていることが認められる（前記前提事実(3)ア）ところ、かかる原告Bの業務内容からすれば、第三者に解決を依頼する必要があるトラブルが発生するものとは通常認められない上、第三者への委託が禁じられている以上、Dにその業務を行わせることは想定されていないものというべきである。このことに加え、Dが平成11年以降においてトラブル解決等の業務を行っていたものとは認められないこと（前記(3)）をも勘案すると、本件B各事業年度においてDは原告Bに対しトラブル解決業務等の役務を提供していなかったものと認められる。

よって、本件B支出金は、Dから原告Bへの役務提供に対する対価として支払われたものではなく、かかる支払を行う合理的な理由があるとも認められないから、寄附金に該当すると解するのが相当である。

(7) 本件C支出金について

原告Cは原告Bが受託したKビルに関する清掃業務につき、原告Bから受託していたことが認められるところ（前記前提事実(4)ア）、かかる原告Cの業務内容からすれば、第三者に解決を依頼する必要があるトラブルが発生するものとは通常認められない。このことに加え、Dが平成11年以降においてトラブル解決等の業務を行っていたものとは認められないこと（前記(3)）をも勘案すると、本件C各事業年度においてDは原告Cに対しトラブル解決業務等の役務を提供していなかったものと認められる。

よって、本件C支出金は、Dから原告Cへの役務提供に対する対価として支払われたものではなく、かかる支払を行う合理的な理由があるとも認められないから、寄附金に該当すると解するのが相当である。

(8) 以上によれば、本件各支出金は、いずれも法人税法37条7項にいう寄附金に該当するものと認められるから、同条3項により認められる所定の損金算入限度額を除き、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上、損金に算入することができないものというべきである。

2 争点(2) (原告Aが丙に対し、本件退職金の支払義務を負担したか) について

(1) 認定事実

前記前提事実に加え、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

ア 丙は、平成13年頃まで、Aの役員として月に1回程度出勤し、新入社員の教育を行っていた。甲は、同年2月頃、丙を原告Aの取締役から退任させることとし、原告Aの事務員に命じて丙が一身上の都合により原告Aの取締役を辞任する旨の記載がされ、丙名下に「丙」名の押印がされた本件辞任届を作成させるとともに、丙の取締役辞任登記をした。丙は、平成13年に甲から役員を外した旨を告げられて初めて原告Aの取締役を退任したことを知った。(乙A8、甲供述)

イ 原告Aは、平成13年5月期の未処分利益948万2150円につき、350万円を株主配当金として、500万円を役員賞与金として処分し、その旨報告する原告Aの平成13年7月9日付け利益処分計算書が存するところ、本件議事録にはかかる利益処分は議案として記載されていない(甲A10の3、乙A16)。

ウ 原告Aは、本件退職金につき、平成14年5月期に未払費用として計上して以降、平成17年5月期まで各年度の未払費用に計上していたところ、原告Aの平成14年5月期ないし平成16年5月期の貸借対照表上における剰余金の額はいずれも3億円を超えており、現金及び預金の額はいずれも2億円を超えていた(甲A1、乙A15)。

エ 甲と丙は、平成17年2月3日に離婚したが、その際、財産分与として甲の個人所有財産を2分の1ずつで折半するとの合意をした。なお、同財産分与の合意に際しては、丙が本件退職金を受け取ることは合意内容に反映されていなかった。(甲供述、弁論の全趣旨)

オ 原告Aは、本件A更正処分及び本件A賦課決定処分がされた後の平成18年3月22日、丙に対し、2000万円を支払った。丙は、同日、本件受領書に署名押印するとともに、退職金2000万円のうち財産分与として1000万円を甲に支払う旨の記載がある同日付けの覚書に署名押印した。(甲A10の6)

カ 丙は、平成18年9月29日、上記オの2000万円が振り込まれた口座から金員を引き出し、甲に対して1000万円を支払った(甲A1)。

(2) 検討

ア 前記前提事実(2)ウ及び前記(1)の認定事実アによれば、丙は原告Aの取締役であったが、その業務内容は新入社員の教育等であり、月に1回程度しか出勤していなかったこと、甲は、平成13年2月頃、丙を取締役から退任させることとし、事前に丙の承諾を得ることなく事務員に指示して本件辞任届を作成し、丙の取締役辞任登記をしたこと、原告Aにおいては、平成13年7月9日付けの利益処分計算書が存在し、甲は当該利益処分について株主総会の承認を得た旨供述している(甲供述)ところ、同日付けの本件議事録では本件退職金の支給のみが議案とされており、株主総会の決議事項である利益処分に関する決議は一切記載されていないこと、この点に関し、甲は、2つの議題を決議するために別々の株主総会を開催した記憶はない旨供述していること(甲供述)、原告Aには本件退職金を支払うのに十分な剰余金、とりわけ現金及び預金が存在したにもかかわらず、本件退職金に関する支給決議がされたとする平成13年7月9日以降、本件A更正処分及び本件A賦課決定処分がされるまでの間4年半以上にわたって未払費用として計上されたままで支払がされなかったのに対し、

本件A更正処分及び本件A賦課決定処分を受けた後1か月以内に支払がされていることがそれぞれ認められる。これらの事実によれば、原告Aが本件退職金の支払義務を負ったかのような外形が存在するものの、本件辞任届は丙の事前の承諾なく作成され、本件議事録の内容にも不自然な点があり、支給決議がされた後も長期間支払がされないまま放置されているなど、本件退職金の支給決議が真にされたものであることを疑わせる事情が存在するものといえる。これに加え、甲と丙は平成7年頃から別居しており、平成13年当時は顔を合わせることもなかったこと（甲A21、乙A8、甲供述）、甲は大阪国税局の調査に対し、「会社の運転資金とするなどのために退職金の支払いを計上しました。しかし、この退職金のことについては、妻丙には一言も話してはならず、Aとして退職金を支払うつもりは一切ありません」と供述し、丙においても退職金は出ないと聞いていた旨供述していること（甲A1、乙A9）、原告Aにおいて実際に本件退職金についての支給決議がされたのであれば、甲と丙の離婚に当たって財産分与の合意をする際に丙が受け取る本件退職金の存在が前提とされるのが自然であるにもかかわらず、当該財産分与の際に本件退職金が考慮された形跡はなく、一方で、原告Aから丙に対し支払われた2000万円のうち、1000万円は支払の約6か月後に財産分与として甲に支払われていること（前記(1)の認定事実エ、カ）によれば、原告Aは、丙に対して退職金を支払う意図はなく、本件退職金支給決議が存在しなかったにもかかわらず、その運転資金等に流用するため、丙に対して退職金を支払う旨の架空の本件議事録を作成して本件退職金の支払債務を負担したかのように装ったものと認めるのが相当である。

イ(ア) 原告Aは、丙は辞任につき了承しているから本件辞任届が事務員により作成されたとしても偽造には当たらず、取締役辞任の効力が生じている以上は丙の取締役退任に関する決議がされていないことは当然であり、また、株主総会において議題ごとに別個の議事録を作成することは珍しいことではないから、本件議事録は内容虚偽のものではない旨主張する。しかしながら、丙が取締役の退任を追認しており、本件議事録が作成された時点において原告Aの取締役を退任していたと評価されるとしても、このことによって、本件議事録は原告Aが退職金支払債務を負担したかのように仮装するために作成したものの上記認定は左右されない。

イ(イ) 原告Aは、本件退職金につき4年半以上もの間支払をせず、甲が国税局の調査に対し丙に対し本件退職金の支払をするつもりはない旨供述したことについて、甲の丙に対する個人的な感情に基づくものにすぎず、原告Aが本件退職金の支払義務を負担していたことに変わりはない旨主張する。しかし、甲は、自身の父が亡くなり49日の法要が終わったことから、父への義理で取締役としていた丙を退任させることとし、父への配慮と義理から丙に対して退職金を支払うこととしたとする一方で、支給決議後も本件退職金の支払をしなかった理由につき、父が倒れてからずっと腹が立っていた、父の法事等における丙の態度に腹が立っていた等と供述するところ（甲供述）、かかる供述からすれば本件退職金の支給決議をした時点において丙に対する悪感情は発生しており、そもそも丙に対して退職金の支給決議をすることが不自然である上、そのような感情がある中で父への義理や配慮により本件退職金の支給決議をしたというのであれば、支給決議後に自身の感情を理由に支払を行わないというのは不合理である。また、甲は、国税局の調査における本件退職金を支払うつもりはない旨の発言をしたことにつき、丙に対して立腹していたためと供

述するのみで、合理的な理由を説明できていない（甲供述）。これらによれば、本件議事録どおりの決議がされたとする甲の供述は信用できないから、原告Aが本件退職金の支給決議を行い、その支払義務を負ったものと認めることはできない。

(ウ) 原告Aは、原告Aが丙に対して2000万円の支払をしたことにつき、外形を整えるために支払をすることはあり得ない旨主張するが、甲は、国税局の調査において本件退職金の計上についての質問を受けていること（乙A9）、本件A更正処分及び本件A賦課決定処分を受けるまで4年半以上もの間本件退職金の支払をしなかったのに対し、同各処分を受けて1か月以内に支払をしていること、税理士から本件A更正処分を受けたことから本件退職金の支払をしておいた方がよい旨告げられてその支払をした旨供述していること（甲A21、甲供述）からすれば、甲は本件A更正処分において本件退職金が否認の対象となっていることを認識した上で、本件退職金が架空のものではないとの外形を作出するために丙に対する支払をしたものと認められる。

ウ よって、原告Aは、本件退職金支給決議が存在せず、本件退職金の支払義務を負っていないにもかかわらず、架空の本件議事録を作成し、未払費用に計上することによって本件退職金を架空計上したものと認められるから、本件退職金を平成14年5月期の損金に算入することはできないものと解するのが相当である。

3 争点(3)（本件各支出金及び本件退職金につき、隠ぺい・仮装の事実があったか）について

(1) 認定事実

前記前提事実及び証拠（甲A22、乙5ないし7、乙A9、12）によれば、以下の事実が認められる。

ア 甲は、本件各事業年度において原告らの代表取締役であるとともに、Dの代表者であった。

イ 甲は、Eとの間でDの維持運営費として年間1億円以上の資金の提供を受ける旨の合意をし、その実行方法として原告AがEとの取引によって得た利益の一部をDに提供することとした（甲A22）。

ウ 甲は、Dを設立した際、当時の自治省等から、Dが寄付金名目で領収証を発行すると政治資金規正法に抵触する可能性がある旨の指摘を受けたため、原告AからDへの資金提供について管理料を装うこととし、Dに年間で必要となる1億円の費用も考慮した上で、原告AがDに対し販売管理費を支払う旨の本件覚書を作成した（乙5ないし7）。

エ 甲は、平成元年4月から平成10年までの間、本件販売特約店契約に基づく取引による原告Aの売上高のうち半分をDに支払い、Dの維持運営費に充てていた。また、Dは、本件A支出金（E分）の大部分を政治活動費及び構成員を動員した際の人件費に使っていた。（甲A22、乙A12）

(2)ア 国税通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件である隠ぺい、仮装と、法人税法127条1項3号所定の青色申告の承認の取消要件としての隠ぺい、仮装は、各規定の文言・趣旨等に照らし、同義であると解するのが相当である。

よって、原告Aの平成12年5月期の法人税、原告Bの平成12年8月期の法人税、原告Cの平成13年9月期の法人税に係る各申告につき、国税通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件に該当する行為があれば、法人税法127条1項3号所定の青色申告の承認の取消要件にも該当し、本件各青色申告承認取消処分は理由があることになる。

イ 国税通則法68条の規定する重加算税は、同法65条から67条までに規定する各種の

加算税を課すべき納税義務違反が、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課されるものであって、これによって、かかる方法の納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようという趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものである（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333頁参照）。

したがって、国税通則法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は納税等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまで必要とするものではないと解するのが相当である（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。

(3) 原告A各支出金について

ア 前記前提事実(2)及び前記(1)の認定事実に加え、前記1で認定したとおり原告AがDによる具体的な役務提供がないにもかかわらず本件A各支出金を管理料名目で支払っていること、Dに対し何らの支払根拠がない本件Aその他支出金を支払っていること（前記前提事実(2)エ）からすれば、原告Aは、本件A各事業年度において、Dの運営資金とするために本件A各支出金の支払を行っていたもので、その実質が無償の利益供与であって寄附金に該当することを認識していたにもかかわらず、本件覚書等に基づく管理料の支払として総勘定元帳に費用として計上し、損金算入した上で所得金額を計算して確定申告をしていたものと認められる。

よって、原告Aは、故意に国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装する（国税通則法68条1項）とともに、帳簿書類に取引の一部を仮装して記載した（法人税法127条1項3号）というべきである。

イ 原告Aは、本件覚書等は事務運営指針という「帳簿書類」に該当せず、また、本件A各支出金の全額を管理料として損金算入したことは損金算入の上限がある寄附金につき単に他の費用科目に計上したものにすぎず、事務運営指針第1の3(4)により「仮装」には該当しない旨主張する。しかしながら、原告Aは、平成12年5月期の総勘定元帳において本件A各支出金を費用に計上しているところ、総勘定元帳が「帳簿書類」に当たることは明らかである。また、原告Aは、Dによる役務提供の事実が存在しないことを認識しながら寄附金名目での支出を避けるために費用として計上していたものであり、「証ひょう書類等の改ざん…等」をしたものであるから、事務運営指針第1の3(4)の適用の前提を欠くというべきである。

したがって、原告Aの主張は失当である。

ウ よって、本件A各支出金につき、国税通則法68条1項及び法人税法127条1項3号所定の仮装があるものと認められる。

(4) 本件退職金について

前記2(2)で認定したとおり、原告Aは、運転資金等に流用する目的で、本件退職金の支払義務を負っていないにもかかわらず、架空の本件議事録を作成し、架空の本件退職金を平成14年5月期の総勘定元帳の費用に計上したものと認められるから、国税の課税標準等又は税額

等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装した（国税通則法68条1項）ものというべきである。

原告Aは、本件議事録は帳簿書類に該当しないから、偽装行為は存在しない旨主張するが、架空の本件退職金を帳簿書類である総勘定元帳に費用として計上している以上、帳簿書類の改ざん等があることは明らかであるから、原告Aの主張は失当である。

(5) 本件B支出金について

ア 前記前提事実(3)及び前記(1)の認定事実に加え、前記1で認定したとおり原告BがDによる具体的な役務提供がないにもかかわらず本件B支出金を管理費名目で支払っていること、Dに対し何らの支払根拠がない本件Bその他支出金を支払っていること（前記前提事実(3)エ）からすれば、原告Bは、本件B各事業年度において、Dの運営資金とするために本件B支出金の支払を行っていたもので、その実質が無償の利益供与であって寄附金に該当することを認識していたにもかかわらず、本件B契約書に基づく管理費の支払として総勘定元帳に費用として計上し、損金算入した上で所得金額を計算して確定申告をしていたものと認められる。

よって、原告Bは、故意に国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装する（国税通則法68条1項）とともに、帳簿書類に取引の一部を偽装して記載した（法人税法127条1項3号）というべきである。

イ 原告Bは、本件B契約書は事務運営指針にいう「帳簿書類」に該当せず、また、本件B支出金の全額を管理費として損金算入したことは損金算入の上限がある寄附金につき単に他の費用科目に計上したものにすぎず、事務運営指針第1の3(4)により「偽装」には該当しない旨主張するが、原告Bが本件B支出金を費用計上した総勘定元帳が帳簿書類に該当すること及びDによる役務提供の事実が存在しないことを認識しながら寄附金名目での支出を避けるために費用として計上して「証ひょう書類等の改ざん…等」をしたものであって事務運営指針第1の3(4)の適用の前提を欠くことは前記(3)イと同様であるから、原告Bの主張は失当である。

ウ よって、本件B支出金につき、国税通則法68条1項及び法人税法127条1項3号所定の偽装があるものと認められる。

(6) 本件C支出金について

ア 前記前提事実(4)及び前記(1)の認定事実に加え、前記1で認定したとおり原告CがDによる具体的な役務提供がないにもかかわらず本件C支出金を管理費名目で支払っていることからすれば、原告Cは、本件C各事業年度において、Dの運営資金とするために本件C支出金の支払を行っていたもので、その実質が無償の利益供与であって寄附金に該当することを認識していたにもかかわらず、本件C契約書に基づく管理費の支払として総勘定元帳に費用として計上し、損金算入した上で所得金額を計算して確定申告をしていたものと認められる。

よって、原告Cは、故意に国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装する（国税通則法68条1項）とともに、帳簿書類に取引の一部を偽装して記載した（法人税法127条1項3号）というべきである。

イ 原告Cは、本件C契約書は事務運営指針にいう「帳簿書類」に該当せず、また、本件C支出金の全額を管理料として損金算入したことは損金算入の上限がある寄附金につき単に他の費用科目に計上したものにすぎず、事務運営指針第1の3(4)により「偽装」には該当し

ない旨主張するが、原告Cが本件C支出金を費用計上した総勘定元帳が帳簿書類に該当すること及びDによる役務提供の事実が存在しないことを認識しながら寄附金名目での支出を避けるために費用として計上して「証ひょう書類等の改ざん…等」をしたものであって事務運営指針第1の3(4)の適用の前提を欠くことは前記(3)イと同様であるから、原告Cの主張は失当である。

ウ よって、本件C支出金につき、国税通則法68条1項及び法人税法127条1項3号所定の仮装があるものと認められる。

(7) 以上によれば、本件各支出金については国税通則法68条1項及び法人税法127条1項3号所定の、本件退職金については国税通則法68条1項所定の仮装があると認められる。

4 争点(4) (本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分が信義則に反するか) について

(1) 原告Aは、本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分には重大な信義則違反がある旨主張するところ、法律による行政の原理、特に租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、同法理の適用については慎重を期すべきことが要請されているというべきである。したがって、信義則の適用により本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分が違法となるのは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお、本件A青色申告承認取消処分及び本件A賦課決定処分に係る課税を免れさせて納税者である原告Aの信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られ、このような特別の事情が存するかどうかを判断するに当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後にその表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁のその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという観点からの検討が不可欠になるものと解すべきである(最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・集民152号93頁参照)。

(2) 原告Aは、平成元年から平成15年間にわたり、Dに対する支出金を管理料として計上しており、税務調査等においてDによる役務提供に関する税務署職員等の質問に対して回答し、その結果、当該支出につき損金算入することを承認されてきたと主張し、甲はこれに沿う供述をする(甲A21、甲供述)。

そこで検討するに、甲は、西税務署の統括官や署長に対しDによる役務提供の事実について説明したところ、「わかりました」「了解しました」等の言葉によって承認された旨供述するが、一方で、その説明のための回答書等を準備したことはなく、また、「わかりました」以上の言葉があったかについて覚えていないなど曖昧な供述をしていること(甲供述)からすれば、甲の供述するとおりの事実を直ちに認めることはできない。その点を措いて、仮に甲の供述とおりのやりとりが存在し、かつ、本件A青色申告承認取消処分がされるまでDに対する管理料の支払に対する課税をしない状況が継続していたとしても、これらをもってDに対する支出につき管理料として損金に算入することが認められる旨の公的見解が税務官庁によって表示されたものということとはできない。

したがって、この点に関する原告Aの主張は理由がない。

5 争点(5) (法人税に係る本件A更正処分につき、理由の付記を要するか) について

前記3及び4で認定したところによれば、本件A青色申告承認取消処分は適法にされたものと認められるところ、青色申告の承認が取り消されたときは、当該事業年度（当該取消処分によって遡及して青色申告承認を取り消すこととされた事業年度）開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は青色申告書以外の申告書とみなされるから（法人税法127条1項後段）、平成12年5月期に遡って青色申告の承認を取り消す本件A青色申告承認取消処分が適法である以上、原告Aが本件A各事業年度の法人税について提出した申告書は、青色申告書以外の申告書とみなされることとなり、その結果、これらに対する各更正処分は法人税法130条2項の適用を受けず、更正通知書には理由の付記を要しないこととなる。

よって、法人税に係る本件A更正処分には理由付記を要しないから、この点に関する原告Aの主張には理由がない。

6 本件各更正処分の適法性

(1) 法人税について

前記1及び2のとおり、本件各支出金は寄附金に当たり、また、本件退職金を原告Aの平成14年5月期の損金に算入することはできないから、これを前提として各算出した原告らの法人税の各所得金額及び各納付すべき税額は、別紙「本件各更正処分等の根拠」記載のとおりと認められ（なお、原告らもこの計算過程を積極的に争っていない。）、法人税に係る本件各更正処分（ただし、本件A更正処分につき平成19年10月5日付け異議決定によって一部取り消された後のもの）はいずれも適法である。

(2) 消費税及び地方消費税について

前記1のとおり、原告らが本件各事業年度においてDから資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた事実は認められないから、本件各支出金は消費税法上の課税仕入れに該当せず、これを前提として各算出した原告らの消費税及び地方消費税についての納付すべき税額は、別紙「本件各更正処分等の根拠」記載のとおりと認められ（なお、原告もこの計算過程を積極的に争っていない。）、消費税及び地方消費税に係る本件各更正処分はいずれも適法である。

7 本件各賦課決定処分の適法性

上記6のとおり本件各更正処分は適法であるところ、前記3のとおり原告らは本件各支出金及び本件退職金について仮装行為をしたものと認められるから、原告らの本件各事業年度の重加算税及び過少申告加算税の額は、別紙「本件各更正処分等の根拠」記載のとおりと認められ、本件各賦課決定処分（ただし、本件A賦課決定処分のうち、平成12年5月期及び平成16年5月期の法人税に係る部分については平成19年10月5日付け異議決定により一部取り消された後のもの、平成15年5月期の消費税及び地方消費税に係る部分については平成20年10月17日付け裁決により一部取り消された後のもの、本件B賦課決定処分のうち、平成16年8月期の法人税に係る部分並びに平成15年8月期及び平成16年8月期の消費税及び地方消費税に係る部分については平成19年10月4日付け異議決定により一部取り消された後のもの）はいずれも適法である。

8 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法65条1項本文、61条を適用して、主文の

とおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部
裁判長裁判官 田中 健治
裁判官 尾河 吉久
裁判官 長橋 正憲

(別紙)

本件各更正処分等の根拠

第1 本件各更正処分の根拠

1 本件A更正処分

(1) 法人税に係る更正処分

法人税に係る本件A更正処分(ただし、異議決定により一部が取り消された後のもの)の内訳は、以下で述べる各項目をとりまとめた別表3-1「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

ア 平成12年5月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 700万2989円

上記金額は、原告Aの平成12年5月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 未払寄附金の損金不算入額 400万3264円

上記金額は、本件A支出金(H分)で、平成12年5月期に損金に計上した金額のうち、平成12年5月期中に支払がされていないため、支払がされるまでの間はなかったものとされる寄附金(以下「未払寄附金」という。)に該当し、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 支出寄附金の損金算入額 296万3052円

上記金額は、平成11年5月期に管理料として計上した本件A支出金(H分)のうち、平成11年5月期中には支出がなされていなかったが、平成12年5月期において支出寄附金として損金に算入される金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額 1億4927万8980円

上記金額は、平成12年5月期に管理料として計上した本件A支出金(E分)7500万円から振込手数料735円を控除した金額7499万9265円と、平成12年5月期の損金として計上した本件A支出金(H分)7733万2089円から上記(イ)の金額及び振込手数料8820円を控除し、上記(ウ)の金額を加算した金額7628万3057円の合計金額1億5128万2322円を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(オ) 所得金額 1億5732万2181円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)の金額を控除した金額である。

イ 平成13年5月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 4893万4554円

上記金額は、原告Aの平成13年5月期の法人税の修正申告書に記載された所得金額である。

(イ) 未払寄附金の損金不算入額 432万1033円

上記金額は、本件A支出金(H分)で、平成13年5月期に損金に計上した金額のうち、平成13年5月期中に支払がされていないため、未払寄附金に該当し、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 支出寄附金の損金算入額 400万3264円

上記金額は、未払寄附金として平成12年5月期の損金に算入されなかったが、平成13年5月期中に支払がされたことにより、平成13年5月期において支出寄附金として損金算

入される金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額 1億7370万1292円

上記金額は、平成13年5月期の損金として計上した本件A支出金（E分）7500万円と、本件A支出金（H分）で平成13年5月期の損金として計上した金額9853万7802円から上記(イ)の金額及び振込手数料8820円を控除し、上記(ウ)の金額を加算した金額9821万1213円及び本件Aその他支出金で平成13年5月期の損金として計上した金額300万円の合計金額1億7621万1213円を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(オ) 支払手数料 1010万9944円

Hに対する支払手数料については、Hとの間の平成12年11月30日付けの覚書によれば、年間取引数量を基礎とすべきであると認められるので、これによって算定されたHの請求額（別表5「原告AのHに対する支払手数料」の「H請求額」欄）と原告Aの計上額との差額を、別表3-1の「支払手数料⑦」欄のとおり、支払手数料の過少計上分として損金の額に算入した。

(カ) 事業税の損金算入額 1552万3500円

平成12年5月期の法人税に係る本件A更正処分により納付すべきこととなった原告Aの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(キ) 所得金額 1億9732万0171円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)、(オ)及び(カ)の金額を控除した金額である。

ウ 平成14年5月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 778万8252円

上記金額は、原告Aの平成14年5月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 未払寄附金の損金不算入額 512万6900円

上記金額は、本件A支出金（H分）で、平成14年5月期に損金に計上した金額のうち、平成14年5月期中に支払がされていないため、未払寄附金に該当し、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 支出寄附金の損金算入額 432万1033円

上記金額は、未払寄附金として平成13年5月期の損金に算入されなかったが、平成14年5月期中に支払がされたことにより、平成14年5月期において支出寄附金として損金算入される金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額 1億6535万9817円

上記金額は、平成14年5月期の損金として計上した本件A支出金（E分）7500万円と、本件A支出金（H分）で平成14年5月期の損金として計上した金額9353万4491円から上記(イ)の金額及び振込手数料9660円を控除し、上記(ウ)の金額を加算した金額9271万8964円の合計金額1億6771万8964円を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(オ) 役員退職慰労金 2000万円

本件退職金の計上金額であり、架空のものとして損金不算入とした金額である。

- (カ) 支払手数料 659万8052円
Hに対する支払手数料の金額であり、別表3-1の「支払手数料⑤」欄のとおり、Hからの請求書に基づいて算定した支払手数料の過大計上分を損金不算入とした。
- (キ) 事業税の損金算入額 1515万3600円
平成13年5月期の法人税に係る本件A更正処分により納付すべきこととなった原告Aの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。
- (ク) 所得金額 1億8539万8388円
上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(キ)の金額を控除した金額である。
- エ 平成15年5月期における法人税の所得金額
- (ア) 申告所得金額 1484万3855円
上記金額は、原告Aの平成15年5月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。
- (イ) 未払寄附金の損金不算入額 587万6583円
上記金額は、本件A支出金(H分)で、平成15年5月期に損金に計上した金額のうち、平成15年5月期中に支払がされていないため、未払寄附金に該当し、損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 支出寄附金の損金算入額 512万6900円
上記金額は、未払寄附金として平成14年5月期の損金に算入されなかったが、平成15年5月期中に支払がされたことにより、平成15年5月期において支出寄附金として損金算入される金額である。
- (エ) 寄附金の損金不算入額 1億6761万2204円
上記金額は、平成15年5月期の損金として計上した本件A支出金(E分)7500万円と、本件A支出金(H分)で平成15年5月期の損金として計上した金額9044万7255円から上記(イ)の金額及び振込手数料1万0080円を控除し、上記(ウ)の金額を加算した金額8968万7492円及び本件Aその他支出金で平成15年5月期の損金として計上した金額500万円の合計金額1億6968万7492円を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。
- (オ) 支払手数料 233万1106円
Hに対する支払手数料の金額であり、別表3-1の「支払手数料⑦」欄のとおり、Hからの請求書に基づいて算定した支払手数料の過少計上分を損金の額に算入した。
- (カ) 事業税の損金算入額 1792万2500円
平成14年5月期の法人税に係る本件A更正処分により納付すべきこととなった原告Aの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。
- (キ) 所得金額 1億6295万2136円
上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)、(オ)及び(カ)の金額を控除した金額である。
- オ 平成16年5月期における法人税の所得金額
- (ア) 申告所得金額 491万9144円
上記金額は、原告Aの平成16年5月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額であ

る。

(イ) 未払寄附金の損金不算入額 1223万8500円

上記金額は、本件A支出金（H分）で、平成16年5月期に損金に計上した金額のうち、平成16年5月期中に支払がされていないため、未払寄附金に該当し、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 支出寄附金の損金算入額 587万6583円

上記金額は、未払寄附金として平成15年5月期の損金に算入されなかったが、平成16年5月期中に支払がされたことにより、平成16年5月期において支出寄附金として損金算入される金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額 1億4791万0566円

上記金額は、平成16年5月期の損金として計上した本件A支出金（E分）3750万円と、本件A支出金（H分）で平成16年5月期の損金として計上した金額1億1310万6207円から上記(イ)の金額及び振込手数料1万0080円を控除し、上記(ウ)の金額を加算した金額1億0673万4210円及び本件Aその他支出金で平成16年5月期の損金として計上した金額500万円の合計金額1億4923万4210円を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(オ) 支払手数料 4063万6946円

Hに対する支払手数料の金額であり、別表3-1の「支払手数料⑦」欄のとおり、Hからの請求書に基づいて算定した支払手数料の過少計上分を損金の額に算入した。

(カ) 事業税の損金算入額 1498万7800円

平成15年5月期の法人税に係る本件A更正処分により納付すべきこととなった原告Aの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(キ) 所得金額 1億0356万6881円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)、(オ)及び(カ)の金額を控除した金額である。

(2) 消費税及び地方消費税に係る更正処分

消費税法30条1項は、仕入れに係る消費税額の控除について規定しているところ、同項の規定の適用を受けるためには、同法2条1項12号にいう課税仕入れであること、つまり、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた事実が存することを要するが、原告AがDから資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた事実はないから、本件A各支出金及び本件Aその他支出金は、消費税法上の課税仕入れに該当しない。

消費税及び地方消費税に係る本件A更正処分の内訳は、別表4-1「消費税の更正処分の内訳」のとおりである。

2 本件B更正処分

(1) 法人税に係る更正処分

法人税に係る本件B更正処分の内訳は、以下で述べる各項目をとりまとめた別表3-2「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

ア 平成12年8月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 103万3967円

上記金額は、原告Bの平成12年8月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額であ

る。

(イ) 寄附金の損金不算入額 1183万1821円

上記金額は、平成12年8月期の管理費として計上した本件B支出金で平成12年8月期中に支払われた1200万円（消費税込み）を、当期の寄附金として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 57万1428円

上記(イ)の本件B支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Bは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑収入 28円

未払消費税等の増加額（別表2-2の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑収入の計上漏れとして、益金の額に算入した。

(オ) 所得金額 1229万4388円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)の金額を控除した金額である。

イ 平成13年8月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 459万0399円

上記金額は、原告Bの平成13年8月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 1179万8024円

上記金額は、平成13年8月期の管理費として計上した本件B支出金で平成13年8月期中に支払われた1200万円（消費税込み）を、当期の寄附金として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 57万1428円

上記(イ)の本件B支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Bは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑損失 72円

未払消費税等の増加額（別表2-2の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑損失の計上漏れとして、損金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 85万2600円

平成12年8月期の法人税に係る本件B更正処分により納付すべきこととなった原告Bの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 1496万4323円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)の金額を加算し、上記(ウ)、(エ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

ウ 平成14年8月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 474万7162円

上記金額は、原告Bの平成14年8月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 1179万6813円

上記金額は、平成14年8月期の管理費として計上した本件B支出金で平成14年8月期中に支払われた1200万円（消費税込み）を、当期の寄附金として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 57万1428円

上記(イ)の本件B支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Bは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑収入 28円

未払消費税等の増加額（別表2-2の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑収入の計上漏れとして、益金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 91万7500円

平成13年8月期の法人税に係る本件B更正処分により納付すべきこととなった原告Bの未納事業税の額であり、損金の額に算入した。

(カ) 所得金額 1505万5075円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

エ 平成15年8月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 768万1982円

上記金額は、原告Bの平成15年8月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 1274万8166円

上記金額は、平成15年8月期の管理費として計上した本件B支出金で、平成15年8月期中に支払われた1200万円及び本件Bその他支出金で平成15年8月期中に支払われた100万円（いずれも消費税込み）の合計金額1300万円を当期の寄附金の額として算出した損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 61万9047円

上記(イ)の本件B支出金及び本件Bその他支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Bは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑収入 47円

未払消費税等の増加額（別表2-2の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）

と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑収入の計上漏れとして、益金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 91万4700円

平成14年8月期の法人税に係る本件B更正処分により納付すべきこととなった原告Bの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 1889万6448円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

オ 平成16年8月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 1666万4435円

上記金額は、原告Bの平成16年8月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 1362万5911円

上記金額は、平成16年8月期の管理費として計上した本件B支出金で、平成16年8月期中に支払われた1200万円及び本件Bその他支出金で平成16年8月期中に支払われた200万円(いずれも消費税込み)の合計金額1400万円を当期の寄附金の額として算出した損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 66万6666円

上記(イ)の本件B支出金及び本件Bその他支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Bは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑収入 66円

未払消費税等の増加額(別表2-2の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照)と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑収入の計上漏れとして、益金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 106万9300円

平成15年8月期の法人税に係る本件B更正処分により納付すべきこととなった原告Bの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 2855万4446円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

(2) 消費税及び地方消費税に係る更正処分

本件B支出金及び本件Bその他支出金は、原告BがDから資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた事実はないから、消費税法30条1項の要件に該当せず、消費税法上の課税仕入れに該当しない。

消費税及び地方消費税に係る本件B更正処分の内訳は、別表4-2「消費税の更正処分の内訳」とおりである。

3 本件C更正処分

(1) 法人税に係る更正処分

法人税に係る本件C更正処分の内訳は、以下で述べる各項目をとりまとめた別表3-3「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

ア 平成13年9月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 0円

上記金額は、原告Cの平成13年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 589万5123円

上記金額は、平成13年9月期の管理費として計上した本件C支出金で平成13年9月期中に支払われた600万円（消費税込み）を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 28万5708円

上記(イ)の本件C支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Cは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑損失 92円

未払消費税等の増加額（別表2-3の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑損失の計上漏れとして、損金の額に算入した。

(オ) 所得金額 526万9363円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(オ)の金額を控除した金額から、当事業年度に所得金額が発生したため、前期から繰り越した欠損金の当期控除額の増加額33万9960円を差し引いた526万9363円となる。

イ 平成14年9月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 △120万4338円

上記金額は、原告Cの平成14年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 593万4786円

上記金額は、平成14年9月期の管理費として計上した本件C支出金で平成14年9月期中に支払われた600万円（消費税込み）を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 28万5708円

上記(イ)の本件C支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Cは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑収入 8円

未払消費税等の増加額（別表2-3の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照）と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑収入の計上漏れとして、益金の額に算

入した。

(オ) 事業税の損金算入額 29万2600円

平成13年9月期の法人税に係る本件C更正処分により納付すべきこととなった原告Cの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 415万2148円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)及び(エ)の金額を加算し、上記(ウ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

ウ 平成15年9月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 △24万3888円

上記金額は、原告Cの平成15年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 592万1760円

上記金額は、平成15年9月期の管理費として計上した本件C支出金で平成15年9月期中に支払われた600万円(消費税込み)を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 28万5708円

上記(イ)の本件C支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Cは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑損失 92円

未払消費税等の増加額(別表2-3の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照)と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑損失の計上漏れとして、損金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 21万1000円

平成14年9月期の法人税に係る本件C更正処分により納付すべきこととなった原告Cの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 518万1072円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)の金額を加算し、上記(ウ)、(エ)及び(オ)の金額を控除した金額である。

エ 平成16年9月期における法人税の所得金額

(ア) 申告所得金額 594万8685円

上記金額は、原告Cの平成16年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 582万7189円

上記金額は、平成16年9月期の管理費として計上した本件C支出金で平成16年9月期中に支払われた600万円(消費税込み)を当期の寄附金の額として算出した寄附金の損金不算入額である。

(ウ) 仮払消費税等の損金算入額 28万5708円

上記(イ)の本件C支出金は、Dに支払われた消費税込みの金額が寄附金と認められるので、

後記(2)のとおり、消費税込みの金額が消費税法上の課税仕入れに該当しない金額となる。

しかしながら、原告Cは、税抜き経理を採用しているため、仮払消費税等として計上した金額を損金の額に算入していなかったため、当該仮払消費税等の金額を損金の額に算入した。

(エ) 雑損失 92円

未払消費税等の増加額(別表2-3の「更正処分等」の「合計税額の増減額⑧」欄参照)と上記(ウ)の仮払消費税等の損金算入額との差額を雑損失の計上漏れとして、損金の額に算入した。

(オ) 事業税の損金算入額 28万6200円

平成15年9月期の法人税に係る本件C更正処分により納付すべきこととなった原告Cの未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

(カ) 所得金額 1265万2100円

上記金額は、上記(ア)の金額に上記(イ)の金額を加算し、上記(ウ)、(エ)及び(オ)の金額を控除した金額に、当期事業年度の確定申告で控除していた欠損金の当期控除額144万8226円を加算した1265万2100円となる。

なお、当該欠損金は平成14年9月期及び平成15年9月期の確定申告で発生していたが、本件C更正処分により所得金額が生じたため、控除額が消滅したものである。

(2) 消費税及び地方消費税に係る更正処分

本件C支出金は、原告CがDから資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた事実はないから、消費税法30条1項の要件に該当せず、消費税法上の課税仕入れに該当しない。

消費税及び地方消費税に係る本件C更正処分の内訳は、別表4-3「消費税の更正処分の内訳」とおりである。

第2 本件各賦課決定処分の根拠

1 過少申告加算税の額は、原則として、修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額いわゆる増差税額を計算の基礎とし、これに対し、100分の10の割合を乗じて計算される(平成18年法律第10号による改正前の国税通則法65条1項)。

重加算税は、納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた場合に、その過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に対して100分の35相当額が課される(国税通則法68条1項)。

いわゆる過少申告があった場合に、その過少申告の内容が隠ぺい又は仮装に基づくものとそうでないものとに区分できるときには、重加算税の計算の基礎となる税額は、増差税額から隠ぺい又は仮装されていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算される(隠ぺい又は仮装をした事実に基づく部分が上積み計算される)ことになる。

2 本件A賦課決定処分

(1) 法人税に係る賦課決定処分

原告Aが本件A各支出金及び本件退職金相当額を損金の額に算入して本件A各事業年度の法人税の確定申告書を西税務署長に提出したことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

また、隠ぺい又は仮装に基づかない過少申告の部分については、過少申告加算税が賦課されることとなる。

そして、法人税に係る本件A賦課決定処分（ただし、異議決定により一部が取り消された後のもの）の額は、別表3-1「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

(2) 消費税及び地方消費税に係る賦課決定処分

原告Aは、寄附金である本件A各支出金を管理料に科目仮装して本件A各事業年度の総勘定元帳を作成し、これに基づいて作成した本件A各課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を西税務署長に提出していたものであり、このことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

また、隠ぺい又は仮装に基づかない過少申告の部分については、過少申告加算税が賦課されることとなる。

そして、消費税及び地方消費税に係る本件A賦課決定処分（ただし、裁決によって一部が取り消された後のもの）の額は、別表4-1「消費税の更正処分の内訳」のとおりである。

3 本件B賦課決定処分

(1) 法人税に係る賦課決定処分

原告Bが本件B支出金を損金の額に算入して本件B各事業年度の法人税の確定申告書を住吉税務署長に提出したことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

また、隠ぺい又は仮装に基づかない過少申告の部分については、過少申告加算税が賦課されることとなる。

そして、法人税に係る本件B賦課決定処分（ただし、異議決定によって一部が取り消された後のもの）の額は、別表3-2「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

(2) 消費税及び地方消費税に係る賦課決定処分

原告Bは、寄附金である本件B支出金を管理費に科目仮装して本件B各事業年度の総勘定元帳を作成し、これに基づいて作成した本件B各課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を住吉税務署長に提出していたものであり、このことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

また、隠ぺい又は仮装に基づかない過少申告の部分については、過少申告加算税が賦課されることとなる。

そして、消費税及び地方消費税に係る本件B賦課決定処分（ただし、異議決定により一部が取り消された後のもの）の額は、別表4-2「消費税の更正処分の内訳」のとおりである。

4 本件C賦課決定処分

(1) 法人税に係る賦課決定処分

原告Cが本件C支出金を損金の額に算入して本件C各事業年度の法人税の確定申告書を住吉税務署長に提出したことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

そして、法人税に係る本件C賦課決定処分の額は、別表3-3「法人税の更正処分の内訳」のとおりである。

(2) 消費税及び地方消費税に係る賦課決定処分

原告Cは、寄附金である本件C支出金を管理費に科目仮装して本件C各事業年度の総勘定元帳を作成し、これに基づいて作成した本件C各課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を住吉税務署長に提出していたものであり、このことは、国税通則法68条1項に規定する、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに該当する。

そして、消費税及び地方消費税に係る本件C賦課決定処分の額は、別表4-3「消費税の更正処分の内訳」のとおりである。

課税の経緯（法人税）

【原告A】
(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目								
平成12年5月期	年 月 日	平成12年7月26日			平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額	7,002,989			161,034,742	確定申告のとおり	157,322,181	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額	1,482,300			47,612,000		45,498,400		
	過少申告加算税の額	—			—		—		
	重加算税の額	—			16,142,000		15,753,500		
平成13年5月期	年 月 日	平成13年7月26日	平成13年12月6日	平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日	
	所得金額	6,641,516	46,934,554	197,328,881	修正申告のとおり	197,320,171	修正申告のとおり	棄却	
	納付すべき税額	1,424,600	14,567,800	58,521,900		58,519,500			
	過少申告加算税の額	—	(810000)	—		—			
	重加算税の額	—	(2537500)	15,382,500		15,382,500			
平成14年5月期	年 月 日	平成14年7月23日			平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額	7,788,252			185,407,928	確定申告のとおり	185,398,388	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額	1,687,500			54,956,300		54,953,600		
	過少申告加算税の額	—			—		—		
	重加算税の額	—			18,641,000		18,641,000		
平成15年5月期	年 月 日	平成15年7月25日			平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額	14,843,855			162,962,090	確定申告のとおり	162,952,136	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額	3,808,500			48,244,200		48,241,200		
	過少申告加算税の額	—			—		—		
	重加算税の額	—			15,550,500		15,550,500		
平成16年5月期	年 月 日	平成16年7月29日			平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額	4,919,144			103,576,835	確定申告のとおり	103,566,881	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額	1,073,200			30,423,800		30,420,800		
	過少申告加算税の額	—			—		—		
	重加算税の額	—			10,272,500		10,269,000		

課税の経緯（法人税）

【原告B】
(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成12年8月期	年 月 日		平成12年10月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額		1,033,967	12,294,388	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		219,000	3,039,900				
	過少申告加算税の額		—	—				
	重加算税の額		—	987,000				
平成13年8月期	年 月 日		平成13年10月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額		4,590,399	14,964,323	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		1,001,600	3,841,000				
	過少申告加算税の額		—	—				
	重加算税の額		—	990,500				
平成14年8月期	年 月 日		平成14年10月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額		4,747,162	15,055,075	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		1,041,000	3,873,200				
	過少申告加算税の額		—	—				
	重加算税の額		—	990,500				
平成15年8月期	年 月 日		平成15年10月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額		7,681,982	18,896,448	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		1,688,300	5,027,200				
	過少申告加算税の額		—	—				
	重加算税の額		—	1,165,500				
平成16年8月期	年 月 日		平成16年10月28日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所得金額		16,664,435	28,554,446	確定申告のとおり	28,554,446	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		4,357,800	7,924,800		7,924,800		
	過少申告加算税の額		—	—		21,000		
	重加算税の額		—	1,246,000		1,172,500		

課税の経緯 (法人税)

【原告C】
(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	年 月 日	項目						
平成13年9月期	年 月 日		平成13年11月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所 得 金 額		0	5,269,363	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		△1,512	1,157,600				
	重加算税の額		—	402,500				
平成14年9月期	年 月 日		平成14年11月27日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所 得 金 額		△1,204,338	4,152,148	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		△195	913,200				
	重加算税の額		—	318,500				
平成15年9月期	年 月 日		平成15年11月26日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所 得 金 額		△243,888	5,181,072	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		△112	1,139,700				
	重加算税の額		—	395,500				
平成16年9月期	年 月 日		平成16年11月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	所 得 金 額		5,948,685	12,652,100	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	納付すべき税額		1,308,500	3,155,500				
	重加算税の額		—	644,000				

課税の経緯（消費税等）

【原告A】
(単位：円)

事業年度	区分	項目	確定申告	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成12年5月課税期間	消費税	年 月 日	平成12年7月26日		平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
		課税標準額①	2,698,314,000		2,698,314,000				
		消費税額②	107,932,560		107,932,560				
		控除仕入税額③	100,969,517		98,023,868				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)	6,963,000		9,908,600				
		課税標準となる消費税額⑤	6,973,800		9,919,400				
		譲渡割額⑥	1,743,400		2,479,800				
		合計税額⑦	8,706,400		12,388,400				
		合計税額の増減額⑧	-		3,682,000				
		過少申告加算税の額⑨	-		-				
重加算税の額⑩	-		1,288,000						
平成13年5月課税期間	消費税	年 月 日	平成13年7月26日	平成13年12月6日	平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
		課税標準額①	2,844,809,000	2,844,809,000	2,844,809,000				
		消費税額②	113,792,360	113,792,360	113,792,360				
		控除仕入税額③	107,747,301	105,755,185	102,272,555				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)	6,058,300	8,050,400	11,533,100				
		課税標準となる消費税額⑤	6,058,300	8,050,400	11,533,100				
		譲渡割額⑥	1,514,500	2,012,600	2,883,200				
		合計税額⑦	7,572,800	10,063,000	14,416,300				
		合計税額の増減額⑧	-	-	4,353,300				
		過少申告加算税の額⑨	-	(106000)	-				
重加算税の額⑩	-	(497000)	1,522,500						
平成14年5月課税期間	消費税	年 月 日	平成14年7月23日		平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
		課税標準額①	2,681,218,000		2,681,218,000				
		消費税額②	107,248,720		107,248,720				
		控除仕入税額③	100,576,563		96,762,358				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)	6,672,100		10,486,300				
		課税標準となる消費税額⑤	6,672,100		10,486,300				
		譲渡割額⑥	1,668,000		2,621,500				
		合計税額⑦	8,340,100		13,107,800				
		合計税額の増減額⑧	-		4,767,700				
		過少申告加算税の額⑨	-		31,000				
重加算税の額⑩	-		1,557,500						
平成15年5月課税期間	消費税	年 月 日	平成15年7月25日		平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
		課税標準額①	2,610,030,000		2,610,030,000				2,610,030,000
		消費税額②	104,401,200		104,401,200				104,401,200
		控除仕入税額③	103,229,052		99,682,154				99,682,154
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)	1,172,100		4,719,000				4,719,000
		課税標準となる消費税額⑤	1,172,100		4,719,000				4,719,000
		譲渡割額⑥	293,000		1,179,700				1,179,700
		合計税額⑦	1,465,100		5,898,700				5,898,700
		合計税額の増減額⑧	-		4,433,600				4,433,600
		過少申告加算税の額⑨	-		-				12,000
重加算税の額⑩	-		1,550,500				1,505,000		
平成16年5月課税期間	消費税	年 月 日	平成16年7月29日		平成18年2月27日	平成18年4月24日	平成19年10月5日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
		課税標準額①	3,221,900,000		3,221,900,000				
		消費税額②	128,876,000		128,876,000				
		控除仕入税額③	118,264,245		115,313,419				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)	10,611,700		13,562,500				
		課税標準となる消費税額⑤	10,611,700		13,562,500				
		譲渡割額⑥	2,652,900		3,390,600				
		合計税額⑦	13,264,600		16,953,100				
		合計税額の増減額⑧	-		3,688,500				
		過少申告加算税の額⑨	-		-				
重加算税の額⑩	-		1,288,000						

課税の経緯（消費税等）

【原告B】
(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成12年8月課税期間	年	月 日	平成12年10月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	消費税	課税標準額①	220,321,000	220,321,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②	8,812,840	8,812,840				
		控除仕入税額③	6,211,424	5,754,281				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④	2,601,400	3,058,500				
	地消費	課税標準となる消費税額⑤	2,601,400	3,058,500				
	方税	譲渡割額⑥	650,300	764,600				
	合計税額⑦	3,251,700	3,823,100					
	合計税額の増減額⑧	-	571,400					
	過少申告加算税の額⑨	-	-					
重加算税の額⑩	-	199,500						
平成13年8月課税期間	年	月 日	平成13年10月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	消費税	課税標準額①	236,735,000	236,735,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②	9,469,400	9,469,400				
		控除仕入税額③	5,539,532	5,082,389				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④	3,929,800	4,387,000				
	地消費	課税標準となる消費税額⑤	3,929,800	4,387,000				
	方税	譲渡割額⑥	982,400	1,096,700				
	合計税額⑦	4,912,200	5,483,700					
	合計税額の増減額⑧	-	571,500					
	過少申告加算税の額⑨	-	-					
重加算税の額⑩	-	199,500						
平成14年8月課税期間	年	月 日	平成14年10月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	消費税	課税標準額①	266,717,000	266,717,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②	10,668,680	10,668,680				
		控除仕入税額③	7,372,955	6,915,813				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④	3,295,700	3,752,800				
	地消費	課税標準となる消費税額⑤	3,295,700	3,752,800				
	方税	譲渡割額⑥	823,900	938,200				
	合計税額⑦	4,119,600	4,691,000					
	合計税額の増減額⑧	-	571,400					
	過少申告加算税の額⑨	-	-					
重加算税の額⑩	-	199,500						
平成15年8月課税期間	年	月 日	平成15年10月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日
	消費税	課税標準額①	327,438,000	327,438,000	確定申告のとおり	327,438,000	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②	13,097,520	13,097,520				
		控除仕入税額③	8,294,120	7,798,882				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④	4,803,400	5,298,600				
	地消費	課税標準となる消費税額⑤	4,803,400	5,298,600				
	方税	譲渡割額⑥	1,200,800	1,324,600				
	合計税額⑦	6,004,200	6,623,200					
	合計税額の増減額⑧	-	619,000					
	過少申告加算税の額⑨	-	-					
重加算税の額⑩	-	213,500						

事業年度 項目	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
平成16年8月課税期間	消費税	課税標準額①	485,510,000	485,510,000	確定申告のとおり	485,510,000	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②	19,420,400	19,420,400		19,420,400		
		控除仕入税額③	12,783,195	12,249,862		12,249,862		
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④	6,637,200	7,170,500		7,170,500		
	地方消費税	課税標準となる消費税額⑤	6,637,200	7,170,500		7,170,500		
		譲渡割額⑥	1,659,300	1,792,600		1,792,600		
		合計税額⑦	8,296,500	8,963,100		8,963,100		
		合計税額の増減額⑧	-	666,600		666,600		
		過少申告加算税の額⑨	-	-		9,000		
		重加算税の額⑩	-	231,000		199,500		

課税の経緯（消費税等）

【原告C】
(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
	項目								
平成13年9月課税期間	年	月 日	平成13年11月30日	平成18年2月28日	平成18年4月24日	平成19年10月4日	平成19年10月29日	平成20年10月17日	
	消費税	課税標準額①		46,597,000	46,597,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②		1,863,880	1,863,880				
		控除仕入税額③		768,735	540,164				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④		1,095,100	1,323,700				
	地消費方税	課税標準となる消費税額⑤		1,095,100	1,323,700				
		譲渡割額⑥		273,700	330,900				
	合計税額⑦		1,368,800	1,654,600					
	合計税額の増減額⑧		-	285,800					
	重加算税の額⑨		-	98,000					
平成14年9月課税期間	年	月 日	平成14年11月27日	平成18年2月28日	平成18年4月24日				
	消費税	課税標準額①		66,470,000	66,470,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②		2,658,800	2,658,800				
		控除仕入税額③		1,736,202	1,507,631				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④		922,500	1,151,100				
	地消費方税	課税標準となる消費税額⑤		922,500	1,151,100				
		譲渡割額⑥		230,600	287,700				
	合計税額⑦		1,153,100	1,438,800					
	合計税額の増減額⑧		-	285,700					
	重加算税の額⑨		-	98,000					
平成15年9月課税期間	年	月 日	平成15年11月26日	平成18年2月28日	平成18年4月24日				
	消費税	課税標準額①		58,133,000	58,133,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②		2,325,320	2,325,320				
		控除仕入税額③		1,646,241	1,417,669				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④		679,000	907,600				
	地消費方税	課税標準となる消費税額⑤		679,000	907,600				
		譲渡割額⑥		169,700	226,900				
	合計税額⑦		848,700	1,134,500					
	合計税額の増減額⑧		-	285,800					
	重加算税の額⑨		-	98,000					
平成16年9月課税期間	年	月 日	平成16年11月29日	平成18年2月28日	平成18年4月24日				
	消費税	課税標準額①		64,068,000	64,068,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
		消費税額②		2,562,720	2,562,720				
		控除仕入税額③		1,630,862	1,402,291				
		差引税額(②-③) (百円未満端数切捨て)④		931,800	1,160,400				
	地消費方税	課税標準となる消費税額⑤		931,800	1,160,400				
		譲渡割額⑥		232,900	290,100				
	合計税額⑦		1,164,700	1,450,500					
	合計税額の増減額⑧		-	285,800					
	重加算税の額⑨		-	98,000					

法人税の更正処分の内訳

【原告A】
(単位：円)

項目		年分		平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
申告所得金額①				7,002,989	48,934,554	7,788,252	14,843,855	4,919,144
加算	未払寄附金の損金不算入額②			4,003,264	4,321,033	5,126,900	5,876,583	12,238,500
	寄附金の損金不算入額③			149,278,980	173,701,292	165,359,817	167,612,204	147,910,566
	役員退職慰労金④			0	0	20,000,000	0	0
	支払手数料⑤			0	0	6,598,052	0	0
減算	支出寄附金の損金算入額⑥			2,963,052	4,003,264	4,321,033	5,126,900	5,876,583
	支払手数料⑦			0	10,109,944	0	2,331,106	40,636,946
	事業税の損金算入額⑧			0	15,523,500	15,153,600	17,922,500	14,987,800
所得金額 (①+ (②~⑤) - (⑥~⑧))⑨				157,322,181	197,320,171	185,398,388	162,952,136	103,566,881
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)⑩				157,322,000	197,320,000	185,398,000	162,952,000	103,566,000
年800万円相当額以下の金額⑪				8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
年800万円を超える金額⑫				149,322,000	189,320,000	177,398,000	154,952,000	95,566,000
法人税額⑬				46,556,600	58,556,000	54,979,400	48,245,600	30,429,800
控除所得税額⑭				58,120	36,412	25,772	4,323	8,969
差引所得に対する法人税額 (百円未満端数切捨て)⑮				46,498,400	58,519,500	54,953,600	48,241,200	30,420,800
既に納付の確定した本税額⑯				1,482,300	14,567,800	1,687,500	3,808,500	1,073,200
差引納付すべき税額⑰				45,016,100	43,951,700	53,266,100	44,432,700	29,347,600
重加算税対象法人税⑱				45,010,000	43,950,000	53,260,000	44,430,000	29,340,000
過少申告加算税対象法人税⑲				0	0	0	0	0
重加算税⑳				15,753,500	15,382,500	18,641,000	15,550,500	10,269,000
過少申告加算税㉑				0	0	0	0	0

法人税の更正処分の内訳

【原告B】
(単位：円)

項目		年分	平成12年8月	平成13年8月	平成14年8月	平成15年8月	平成16年8月
申告所得金額①			1,033,967	4,590,399	4,747,162	7,681,982	16,664,435
加算	寄附金の損金不算入額②		11,831,821	11,798,024	11,796,813	12,748,166	13,625,911
	雑収入③		28	0	28	47	66
減算	仮払消費税等の損金算入額④		571,428	571,428	571,428	619,047	666,666
	雑損失⑤		0	72	0	0	0
	事業税の損金算入額⑥		0	852,600	917,500	914,700	1,069,300
所得金額 (①+ (②~③) - (④~⑥))⑦			12,294,388	14,964,323	15,055,075	18,896,448	28,554,446
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)⑧			12,294,000	14,964,000	15,055,000	18,896,000	28,554,000
年800万円相当額以下の金額⑨			8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
年800万円を超える金額⑩			4,294,000	6,964,000	7,055,000	10,896,000	20,554,000
法人税額⑪			3,048,200	3,849,200	3,876,500	5,028,800	7,926,200
控除所得税額⑫			8,247	8,157	3,244	1,515	1,369
差引所得に対する法人税額 (百円未満端数切捨て)⑬			3,039,900	3,841,000	3,873,200	5,027,200	7,924,800
既に納付の確定した本税額⑭			219,000	1,001,600	1,041,000	1,688,300	4,357,800
差引納付すべき税額⑮			2,820,900	2,839,400	2,832,200	3,338,900	3,567,000
重加算税対象法人税⑯			2,820,000	2,830,000	2,830,000	3,330,000	3,350,000
過少申告加算税対象法人税⑰			0	0	0	0	210,000
重加算税⑱			987,000	990,500	990,500	1,165,500	1,172,500
過少申告加算税⑲			0	0	0	0	21,000

法人税の更正処分の内訳

【原告C】
(単位：円)

項目		年分		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月
申告所得金額①				0	△1,204,338	△243,888	5,948,685
加算	寄附金の損金不算入額②			5,895,123	5,934,786	5,921,760	5,827,189
	雑収入③			0	8	0	0
減算	仮払消費税等の損金算入額④			285,708	285,708	285,708	285,708
	雑損失⑤			92	0	92	92
	事業税の損金算入額⑥			0	292,600	211,000	286,200
差引計 (①+②~③)-④~⑥)⑦				5,609,323	4,152,148	5,181,072	11,203,874
繰越欠損金額⑧				339,960	0	0	△1,448,226
所得金額 (⑦-⑧)⑨				5,269,363	4,152,148	5,181,072	12,652,100
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)⑩				5,269,000	4,152,000	5,181,000	12,652,000
年800万円相当額以下の金額⑪				5,269,000	4,152,000	5,181,000	8,000,000
年800万円を超える金額⑫				0	0	0	4,652,000
法人税額⑬				1,159,180	913,440	1,139,820	3,155,600
控除所得税額⑭				1,512	195	112	22
差引所得に対する法人税額 (百円未満端数切捨て)⑮				1,157,600	913,200	1,139,700	3,155,500
既に納付の確定した本税額⑯				△1,512	△195	△112	1,308,500
差引納付すべき税額 (百円未満端数切捨て)⑰				1,159,100	913,300	1,139,800	1,847,000
重加算税対象法人税⑱				1,150,000	910,000	1,130,000	1,840,000
重加算税⑲				402,500	318,500	395,500	644,000

消費税の更正処分の内訳

【原告A】
(単位：円)

内訳		課税期間	平成12課税期間	平成13課税期間	平成14課税期間	平成15課税期間	平成16課税期間
課税標準額		①	2,698,314,000	2,844,809,000	2,681,218,000	2,610,030,000	3,221,900,000
消費税額		②	107,932,560	113,792,360	107,248,720	104,401,200	128,876,000
控除過大調整税額		③	0	13,297	0	0	0
課税仕入に係る支払対価の額（更正処分前）		④	2,649,090,275	2,776,073,619	2,640,134,608	2,709,762,451	3,101,842,492
（内 旧税率適用分）			370,800	0	0	0	0
更正処分に係る ④からの控除額	本件A支出金（H分）	⑤	77,323,269	98,528,982	93,524,831	90,437,175	113,096,127
	本件Aその他支出金	⑥	0	3,000,000	0	5,000,000	5,000,000
	支払手数料	⑦	0	△10,109,944	6,598,052	△2,331,106	△40,636,946
	小計	⑧	77,323,269	91,419,038	100,122,883	93,106,069	77,459,181
課税仕入に係る支払対価の額（④－⑧）		⑨	2,571,767,006	2,684,654,581	2,540,011,725	2,616,656,382	3,024,383,311
課税貨物に係る消費税額		⑩	0	0	0	0	98,600
控除対象仕入税額		⑪	97,968,750	102,272,555	96,762,351	99,682,147	115,313,202
返還等対価に係る税額等		⑫	55,118	0	7	7	217
差引税額 （②＋③－⑩－⑫、100円未満の端数切捨て）		⑬	9,908,600	11,533,100	10,486,300	4,719,000	13,562,500
合計税額の増減額 （消費税及び地方消費税）		⑭	3,682,000	4,353,300	4,767,700	4,433,600	3,688,500
重加算税対象税額 （1万円未満の端数切捨て）		⑮	3,680,000	4,350,000	4,450,000	4,300,000	3,680,000
過少申告加算税対象税額 （1万円未満の端数切捨て）		⑯	0	0	310,000	120,000	0
重加算税額 （⑮×35%）		⑰	1,288,000	1,522,500	1,557,500	1,505,000	1,288,000
過少申告加算税額 （⑯×10%）		⑱	0	0	31,000	12,000	0

※⑤本件A支出金（H分）に係る振込手数料は、各課税期間の金額から控除している。
本件A支出金（E分）は、原告において、課税仕入に該当しないものとして算定している。

消費税の更正処分の内訳

【原告B】
(単位：円)

内訳		課税期間	平成12課税期間	平成13課税期間	平成14課税期間	平成15課税期間	平成16課税期間
課税標準額		①	220,321,000	236,735,000	266,717,000	327,438,000	485,510,000
消費税額		②	8,812,840	9,469,400	10,668,680	13,097,520	19,420,400
控除過大調整税額		③	0	0	0	0	0
課税仕入に係る支払対価の額(更正処分前)		④	163,049,882	145,412,729	193,540,094	217,720,669	335,558,883
(内 旧税率適用分)			0	0	0	0	0
更正処分に係る ④からの控除額	本件B支出金	⑤	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
	本件Bその他支出金	⑥	0	0	0	1,000,000	2,000,000
	小計	⑦	12,000,000	12,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000
課税仕入に係る支払対価の額(④-⑦)		⑧	151,049,882	133,412,729	181,540,094	204,720,669	321,558,883
課税貨物に係る消費税額		⑨	0	0	0	0	0
控除対象仕入税額		⑩	5,754,281	5,082,389	6,915,813	7,798,882	12,249,862
返還等対価に係る税額等		⑪	0	0	0	0	0
差引税額 (②+③-⑩-⑪、100円未満の端数切捨て)		⑫	3,058,500	4,387,000	3,752,800	5,298,600	7,170,500
合計税額の増減額 (消費税及び地方消費税)		⑬	571,400	571,500	571,400	619,000	666,600
重加算税対象税額 (1万円未満の端数切捨て)		⑭	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
過少申告加算税対象税額 (1万円未満の端数切捨て)		⑮	0	0	0	40,000	90,000
重加算税額 (⑭×35%)		⑯	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500
過少申告加算税額 (⑮×10%)		⑰	0	0	0	4,000	9,000

消費税の更正処分の内訳

【原告C】
(単位：円)

内訳	課税期間	平成13課税期間	平成14課税期間	平成15課税期間	平成16課税期間
課税標準額	①	46,597,000	66,470,000	58,133,000	64,068,000
消費税額	②	1,863,880	2,658,800	2,325,320	2,562,720
控除過大調整税額	③	0	0	0	0
課税仕入に係る支払対価の額(更正処分前)	④	20,179,305	45,575,328	43,213,829	42,810,144
(内 旧税率適用分)		0	0	0	0
更正処分に係る④からの控除額 (本件原告C支出金)	⑤	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
課税仕入に係る支払対価の額(④-⑤)	⑥	14,179,305	39,575,328	37,213,829	36,810,144
課税貨物に係る消費税額	⑦	0	0	0	0
控除対象仕入税額	⑧	540,164	1,507,631	1,417,669	1,402,291
返還等対価に係る税額等	⑨	0	0	0	0
差引税額 (②+③-⑧-⑨、100円未満の端数切捨て)	⑩	1,323,700	1,151,100	907,600	1,160,400
合計税額の増減額 (消費税及び地方消費税)	⑪	285,800	285,700	285,800	285,800
重加算税対象税額 (1万円未満の端数切捨て)	⑫	280,000	280,000	280,000	280,000
重加算税額 (⑫×35%)	⑬	98,000	98,000	98,000	98,000

別表 5

原告AのHに対する支払手数料

(単位：円)

区分		事業年度				
		平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度
①	確定決算書計上額	0	0	16,537,679	7,628,710	12,933,054
②	H 請求額	0	10,109,944	9,939,627	9,959,816	53,570,000
③	差引過大又は過少計上額 (① - ②)	0	△10,109,944	6,598,052	△2,331,106	△40,636,946